

国史跡 新町支石墓群保存活用計画



令和2年3月

糸島市

序

福岡県の北西部に位置する糸島市は玄界灘に面し、列島において大陸に最も近いという地理を生かして古来より中国大陆・朝鮮半島との活発な交流を展開してきました。市内には国の内外を結ぶ重要な窓口としての繁栄ぶりをものがたる数多くの文化財が分布しています。

そのひとつである新町支石墓群は弥生時代初期の墓地遺跡として著名です。遺跡からは当時の人骨が数多く出土し、考古学や人類学など幅広い分野から注目され、弥生時代の成立過程や当時の社会状況を探るうえで極めて重要な情報を提供することとなりました。一連の調査を終えたあと、平成 12 年度には国史跡に指定され、平成 19 年度から指定地の公有化事業に着手し、平成 28 年度には指定地のほぼ全域を取得しました。指定地の整備を進めていく上での環境が整いつつあります。

本市では保存環境の向上を図り、観光や地域における歴史学習、市民の憩いの場などと幅広く活用を推進するため、その指針となる保存活用計画を策定しました。本市には 8 件の国史跡が所在し、今後順次計画の策定を進めていくこととなりますが、本計画はその先駆けとなるものです。

平成 22 年に糸島市が誕生いたしましてちょうど 10 年の節目になります。本計画が策定されたことで、これからの本市の文化財保護施策を推進するうえで大きな弾みとなるものと期待しています。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、ご指導を賜りました文化庁、福岡県教育委員会の皆さま、史跡新町支石墓群保存活用計画策定委員会の委員の皆さま、また、計画の策定に向けご支援をいただきました市民の皆さまに心から御礼申し上げます。

令和 2 年 3 月 31 日

糸島市長 月形 祐二

例 言

1. 本書は福岡県糸島市志摩新町字ギ丁原に所在する国史跡新町支石墓群の保存活用計画である。
2. 本計画の策定事業は令和元(2019)年度に文化庁の史跡等保存活用計画等策定費国庫補助金の交付を受けて、史跡等保存活用計画等策定事業として実施した。
3. 本事業は、史跡新町支石墓群保存活用計画策定委員会を設置し、文化庁および福岡県教育委員会の指導のもと、糸島市教育委員会が行った。
4. 計画策定に係る事務は糸島市教育委員会文化課が担当し、計画策定支援を株式会社アーバンデザインコンサルタンツに委託した。
5. 計画書に掲載した現況の空中写真撮影は、有限会社空中写真企画に委託した。



空から見た「国史跡 新町支石墓群」(写真中央が新町支石墓群、奥に見えるのが引津湾)

目次

第1章 計画策定の沿革・目的	1
第1節 計画策定の沿革	1
第2節 計画の目的	1
第3節 計画の対象範囲	2
第4節 委員会等の設置・経緯	3
第5節 他の計画との関係	5
第6節 計画の実施	8
第2章 史跡の概要	9
第1節 立地と環境	9
第2節 史跡の概要	28
第3節 新町支石墓群周辺の環境	31
第3章 史跡の価値	36
第1節 史跡の価値	36
第2節 史跡新町支石墓群を構成する要素	37
第4章 現状・課題	40
第1節 保存・管理	40
第2節 活用	40
第3節 整備	41
第4節 運営・体制の整備	41
第5章 大綱・基本方針	42
第1節 大綱	42
第2節 基本方針	43
第6章 保存・管理	44
第1節 方向性	44
第2節 方法	44
第7章 活用	48
第1節 方向性	48
第2節 方法	48
第8章 整備	53
第1節 方向性	53
第2節 方法	53
第9章 運営・体制の整備	58
第1節 方向性	58
第2節 方法	58
第10章 施策の実施計画の策定・実施	59
第11章 経過観察	61
第1節 方向性	61
第2節 方法	61
【引用・参考文献】	63

第1章 計画策定の沿革・目的

第1節 計画策定の沿革

(1) 遺跡の発見と発掘調査

新町支石墓群は、大正時代に九州大学医学部教授であった中山平次郎氏により紹介され、御床松原遺跡と並び、土器散布地として知られた。また、地元では畑に露出した大石を「カンカンイシ」と呼び、子どもたちの遊び場となっていた。

昭和61(1986)年に、宅地開発に係る発掘調査を行ったところ、弥生時代早期の支石墓群が検出され、「カンカンイシ」の正体が支石墓の上石であることが判明した。この時、全国初の弥生時代早期の人骨が支石墓から出土し、縄文人的特徴を残すことで報道でも大きく取り上げられた。

この成果を受け、翌年の昭和62(1987)年に試掘溝による墓域範囲の確認調査を行い、弥生時代早期支石墓群を含む弥生時代中期にかけての墳墓群であることがわかった。

さらに平成元(1989)年には、支石墓群の南側に住宅建設の事前調査として第3次調査を行った。結果、箱式石棺墓を主体とする古墳時代前期の墓域が把握された。

平成2(1990)年の第4次調査、平成3(1991)年の第5次調査では、調査地点を支石墓群より200mほど北東に変えた。目的は支石墓に伴う住居等の生活圏の把握である。この地点からは弥生時代早期の遺構は認められなかったが、縄文時代後期の貝塚と土壌墓、中世の土壌墓等を検出し、人骨も出土した。

(2) 遺跡保存の取り組み

平成4(1992)年に、第1次調査第1地点の土地を町史跡に指定し、同年から平成5(1993)年度にかけて地域文化財保全事業により土地の公有化および「新町遺跡展示館」を設置し、覆屋内部の盛土上に復元展示を行った。その後、平成12(2000)年度に史跡指定を受け、平成16(2004)～17(2005)年度には新町遺跡環境整備推進委員会を立ち上げ、「新町遺跡保存整備事業基本構想・基本計画」の素案を作成した。平成19(2007)年度からは指定地の購入事業を開始し、平成28(2016)年度には用地の大半(約99%)を取得し、事業を終了した。

第2節 計画の目的

新町支石墓群は、平成12(2000)年度に国の史跡指定を受けた。全国で史跡の数が増加し、指定条件のハードルが高まる中、新町支石墓群が、高い評価を受けた要因は、弥生時代初期の墳墓が極めて良好な状態で地下に保存されていたことである。とりわけ支石墓の主体部から人骨が多数出土したことが注目された。支石墓では人骨が発見されることは極めてまれで、弥生時代初期の弥生人像を探る上で貴重な資料である。

現在、支石墓群は埋め戻した後、一部は展示館で復元展示され、その他は現地保存されている。近年は市民から史跡地の公園整備を望む声も高まりをみせ、また、公有化した史跡用地を有効活用する上でも整備を進める必要に迫られている。

これらの諸状況を鑑み、新町支石墓群の恒久的な保存と、未来への継承、学校教育・生涯学習・観光・日常的な利用等々さまざまな面での活用を促進するために、新町支石墓群の保存活用計画(以下「本計画」)を策定する。

第3節 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は史跡新町支石墓群の指定地とする。

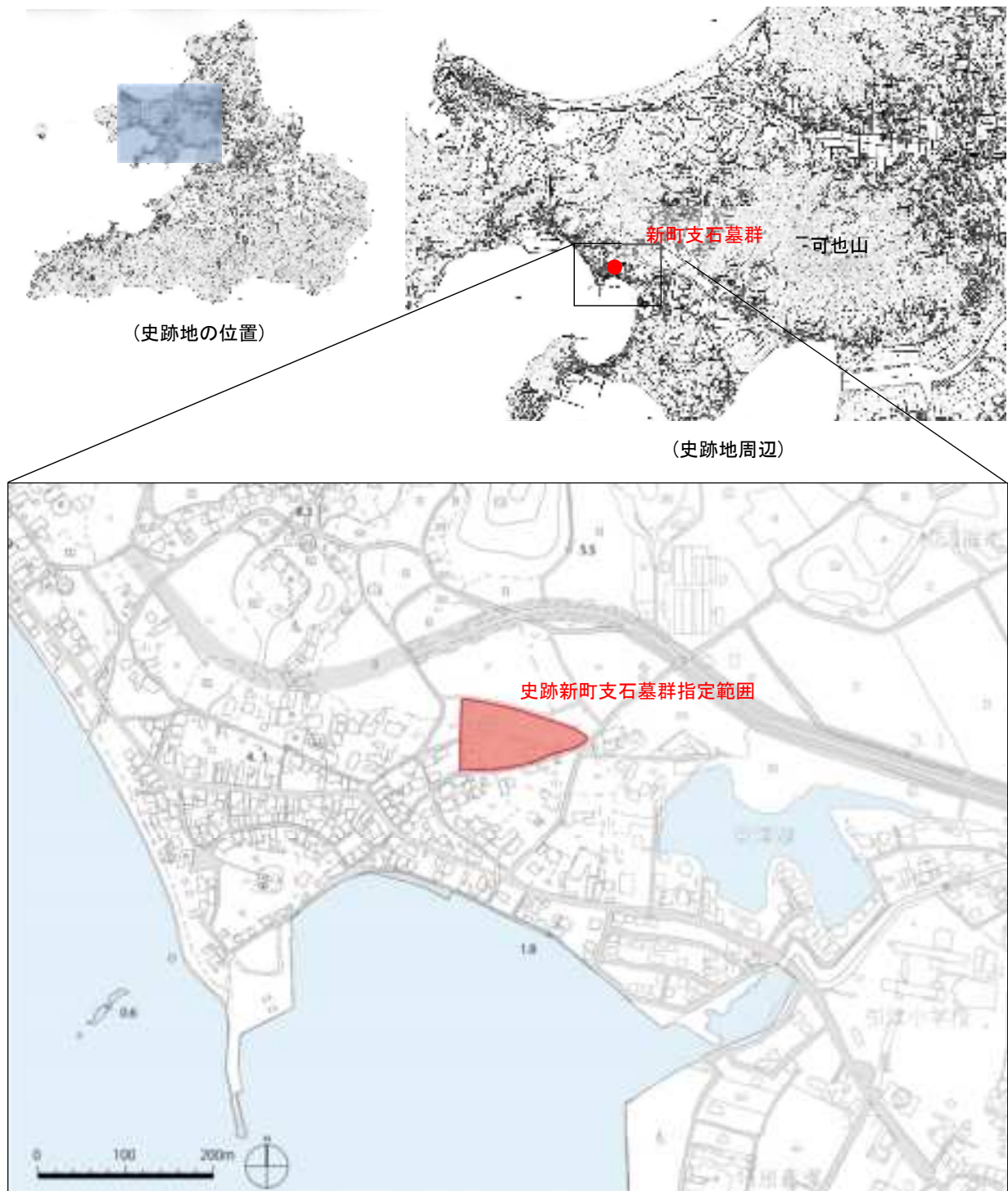


図 1-1 計画の範囲図

第4節 委員会等の設置・経緯

(1) 史跡新町支石墓群保存活用計画策定委員会

本計画策定にあたって、糸島市教育委員会は令和元(2019)年度に、「史跡新町支石墓群保存活用計画策定委員会」(以下「委員会」)を設置し、保存活用計画を策定するために必要な事項の検討を行った。

なお、策定に際しては、随時、文化庁文化財第二課史跡部門、福岡県教育委員会の指導・助言を得た。

令和元年7月から計3回委員会を開催し、これらの検討結果を踏まえ、所定の手続きを経て、本保存活用計画を策定した。

委員会の構成、審議の経緯は以下の通りである。

■ 史跡新町支石墓群保存活用計画策定委員会

役職	氏 名	所属等	専門分野
委員長	西谷 正	九州大学 名誉教授	考 古
副委員長	包清 博之	九州大学芸術工学研究院 教授	景観計画
委 員	伊崎 俊秋	九州歴史資料館 企画主幹	考 古
〃	洞 龍二郎	福岡県文化財保護指導委員・元糸島市文化課長	郷土史
〃	檜崎 治	志摩新町行政区長	行政区代表
〃	大谷 俊浩	糸島市立引津小学校長	学校教育

指導・助言	野木 雄大	文化庁文化財第二課 史跡部門 文部科学技官
	入佐 友一郎	福岡県教育委員会 文化財保護課 参事補佐兼文化財保護係長
	岸本 圭	福岡県教育委員会 文化財保護課 文化財保護係企画主査
事務局	家宇治 正幸	糸島市教育委員会 教育長
	井上 義浩	糸島市教育委員会 教育部長
	岡部 裕俊	糸島市教育委員会 文化課長
	村上 敦	糸島市教育委員会 文化課長補佐兼文化財係長
	瓜生 秀文	糸島市教育委員会 文化課主幹
	平尾 和久	糸島市教育委員会 文化課主幹
	江野 道和	糸島市教育委員会 文化課主幹
	秋田 雄也	糸島市教育委員会 文化課文化財係主事

■ 検討の経緯

委員会	開催日	審議内容
第1回	令和元年7月18日(木)	・ 史跡新町支石墓群の概要とこれまでの経緯 ・ 計画策定の方針、計画書の全体構成と策定スケジュール ・ 現地視察
第2回	令和元年10月18日(金)	・ 計画書素案の審議
第3回	令和2(2020)年1月14日(火)	・ 計画書案の審議・承認



写真 1-1 第1回委員会の様子



写真 1-2 現地視察の様子



写真 1-3 第2回委員会の様子



写真 1-4 第3回委員会の様子

(2) 地元意見交換会

日程：令和元年12月13日(金) 19:00～20:00

場所：引津公民館 学習室

内容：計画書の概要を説明する

地元住民の協力を仰ぐことを伝える

参加者：志摩新町行政区から12名

糸島市文化課から4名

コンサルタントから3名



写真 1-5 地元意見交換会の様子

(3) パブリック・コメント

史跡新町支石墓群保存活用計画（案）に対するパブリック・コメントを実施したが、意見の提出はなかった。

（実施期間）令和2年2月3日(月)から3月3日(火)まで

第5節 他の計画との関係

本計画は『第1次糸島市長期総合計画』（平成23(2011)年3月策定）及び現在策定中の『第2次糸島市長期総合計画』（令和3(2021)年度から施行予定）の方向性を踏まえるとともに、『糸島市都市計画マスタープラン』（平成25(2013)年度3月策定、令和12(2030)年度まで）や『第2次糸島市観光振興基本計画』（令和2(2020)年3月策定、令和6(2024)年度まで）、『新町遺跡保存整備事業基本構想・基本計画』（平成18(2006)年3月策定）、『糸島市文化財保存整備基本計画』（平成24(2012)年3月策定）等の関連計画の方針等と整合させる。

（1）新町遺跡保存整備事業基本構想・基本計画（平成18年3月策定）

新町遺跡保存整備事業に係る基本構想を平成16年度に、基本計画を平成17年度に策定した。

1) 保存整備事業の目的 ①弥生時代早期の支石墓をはじめとした古墳時代前期までの墳墓群として、考古学ならびに形質人類学的にも学術的価値が高い新町遺跡を、将来にわたって保存する。 ②弥生時代のはじまりを代表する遺跡として整備し、公開活用する。町民に対しては郷土の歴史への理解を深め誇れるものとする。 また、生涯学習、学校教育の教材として活用することで、文化財愛護思想の普及を図る。 ③弥生時代の原風景を想起させる立地を活かし、周辺環境の保全も視野に入れ、将来の市街化とも調和共存する整備を進めるとともに、今後のまちづくりを考える基盤のひとつとしての役割を与える。		
2) 遺跡の現状・歴史的価値 ①支石墓をはじめとした各遺構が良好な状態で保存されており、弥生時代早期から古墳時代前期までの墓域の変遷が把握できる。 ②出土遺物や弥生時代早期の人骨の保存状態がよく、個体数が多い。 ③周辺に乱開発が入っておらず、弥生時代の原風景を彷彿させる。		
3) 保存整備の理念 保存整備された遺跡を、景観とともに歴史的遺産として活用する。		
4) 保存整備の方向性 ①遺跡を将来にわたり保存していくためには、現存する遺構に適切な保存整備を施し、かつ公開活用に適する手段を講じる。 ②遺跡と、遺跡がある環境を肌で実感し、学習するためのフィールドとして整備する。そのために、周辺で計画されている各種開発と効果的に調和させる。 ③保存整備後は歴史的遺産として地域が誇れるものとし、地域と遺跡を一体化した活用ができるようにする。		
5) 保存整備の基本方針 遺跡だけではなく、遺跡を抱える環境も将来にわたって保存し、利活用することを目的とするため、3つの計画をもって整備を推進する。		
①史跡指定地(第1期整備) 概要 国史跡指定地で、遺跡の中心となる地区。弥生時代早期、前期の支石墓群、甕棺墓群、中期の甕棺墓群および古墳時代前期の箱式石棺墓群が存在する。 方針 基本設計および実施設計を行い、土地の公有化がある程度完了した時点から保存整備を実施する。	②史跡指定地周辺(第2期整備) 概要 指定地に隣接する水田と、その北東側にある畑の合計約20,000㎡が対象となる。畑には縄文時代後期の貝塚が存在し、東側は御床松原遺跡に隣接する。水田は未調査。 方針 国史跡指定地の緩衝帯として史跡と周辺環境が調和する整備のあり方を検討し、指定地の利活用を効果的にする。	③周辺山林地区 概要 指定地から約250m北側に遺跡の後背地となる山林帯がある。また、指定地から東側は可也山が視界に入る。 方針 遺跡に立って眺望できる景観を保全するよう努める。本構想と都市計画に沿った景観あるいは環境保全条例の策定など、関係各所と連携することにより、遺跡からの眺望を著しく損なわない策を講じる必要がある。
6) 利活用 ①日常的素材（地域住民が日常生活の一環として利用する） ②学習的素材（学校教育、生涯学習の観点から利用する） ③観光的素材（一般的な行楽で、上記2点を含む）		7) まとめ ・新町遺跡は稲作開始期の日本を代表するものである。 ・末永く保存し公開活用していく。 ・町内の文化・自然・観光資源のネットワークを構築する。

(2) 糸島市文化財保存整備基本計画（平成24年3月策定）

旧1市2町で独自に進めてきた文化財の保存整備事業を、平成22(2010)年の合併を機に、市全域を対象とした基本計画を策定した。

1) 基本理念

伊都国の時代から現代までの文化遺産が、豊かな自然の中に浮かび上がるまちを市民とともに創出する。

2) 基本方針

見い出す

守る

活かす

育てる

対外交流

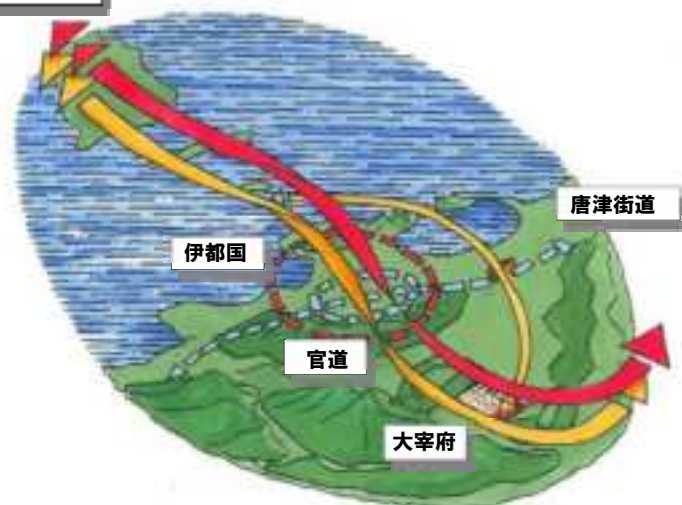


図1-2 計画のイメージ図

3) 文化財の保存・整備・活用方針

文化財の分布と地理的な特性を考慮し、15のゾーンを設定した。対象地の史跡新町支石墓群は引津湾周辺ゾーンに含まれる。

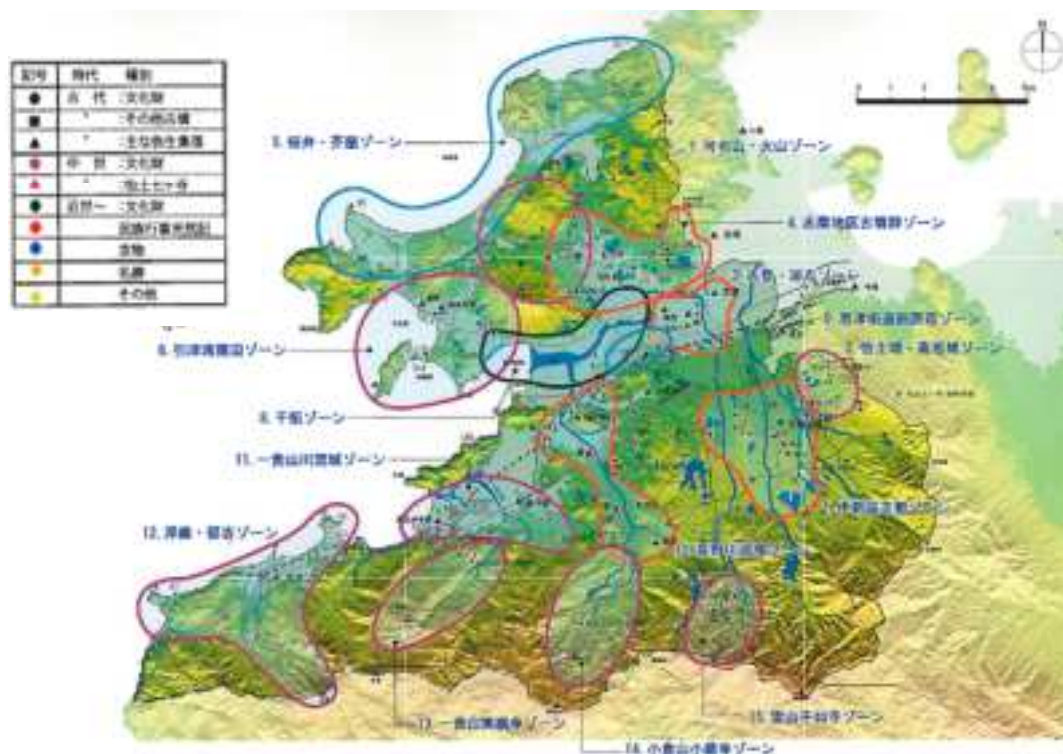


図1-3 文化財整備ゾーニング

4) 引津湾周辺ゾーンの整備検討

位置と環境
糸島半島の西北部は引津湾、船越湾などの内湾沿いに良港が点在しており、古来より朝鮮半島など海上交易の要所として、あるいは漁撈を営んだ集落として栄えてきた。現在も海岸沿いに料理屋やカキ小屋などがあり、新鮮な魚介類を求めて多くの観光客が集まる。姫島への渡船場も岐志漁港内にある。 周辺の景観は玄界灘に面した入り江と漁村からなる昔ながらの街並を残している。風光明媚な景勝地としても有名で、貝原益軒は「筑前国続風土記」の中で、船越綿積神社からみた引津湾と可也山の眺望をわが国有数のものとして賛辞している。
文化財の現状
・国指定史跡新町支石墓群については一部覆屋を建設し復元しているが、ほとんどは未整備である。 ・国指定重要文化財木造阿弥陀如来坐像については、所有者により収蔵施設が設置されている。 ・県指定有形文化財文禄四年筑前国志摩郡御床村検地帳をはじめとした文書や絵画は、個人及び団体所蔵である。 ・観世音寺領船越荘については、現在のところ伝承地が知られているのみで、具体的な関連文化財は確認されていない。
方針
・<u>新町支石墓群の整備事業を実施し、保存する。(守る・活かす)</u> ・木造阿弥陀如来坐像、文禄四年筑前国志摩郡御床村検地帳などの指定文化財については、所有者の協力を得て適切に保存管理する。(守る・育てる) ・観世音寺領船越荘関連の文化財については調査し、保存措置について検討する。(見い出す・守る) ・玄界基地烹炊場については保存に努める。(守る) ・有形文化財、民俗文化財などについては基本方針に基づき調査し、保存措置を講じる。(見い出す・守る) ・文化遺産については市民主体で保存、継承していくように啓発する。(守る・育てる) ・<u>史跡の保存整備などに伴い保全が必要となる景観などについては、関係部局と連携し保存に努める。(守る)</u>
当面（今後20年）の目標
・<u>新町支石墓群については用地買上げを進め、完了後、全体整備を実施する。(守る・活かす)</u> ・絵画、文書など有形文化財を調査し、文化財指定について検討する。(見い出す・守る) ・観世音寺領船越荘関連の文化財について調査する。(見い出す) ・玄界基地烹炊場を調査し、文化財指定について検討する。(守る) ・有形文化財、民俗文化財などについて調査研究し、文化財指定を検討するなど保存すべきものについては必要な措置を講じる。(見い出す・守る) ・<u>新町支石墓群から可也山方向を望む景観については、関係部局と連携し保存するよう努める。(守る)</u>

(3) 糸島市文化財保存整備基本計画ワークショップ

(実施日：平成23年10月9日、11月6日、12月11日、平成24年3月11日)

同基本計画を策定する上で、平成23年度に新町支石墓群と夷巍寺周辺地区でワークショップを開催し、地域住民とともに各史跡の活用推進方策を検討した。

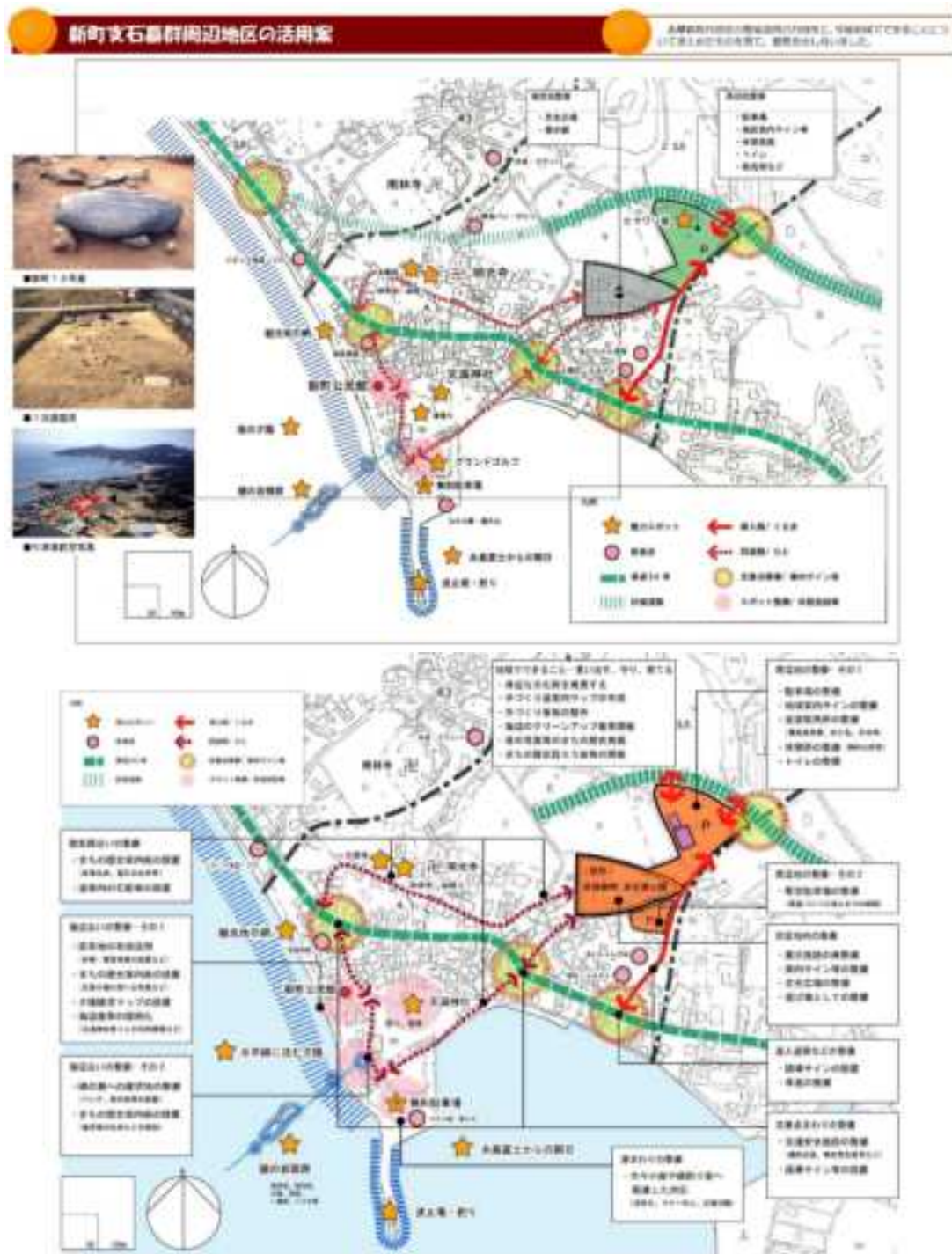


図1-4 新町支石墓群周辺整備イメージ

第6節 計画の実施

本計画の対象範囲はほぼ公有化されており、指定地周辺は市街化調整区域であり、今後大きな変化が見込まれていないため、計画期間は令和2(2020)年4月1日から令和22(2040)年3月31日までの20年間とする。市民・関係機関等へ計画の趣旨を周知するとともに、今後の調査研究の進展や社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じた見直しや改訂を行う。

第2章 史跡の概要

第1節 立地と環境

(1) 自然的環境

1) 位置、地形

糸島市は、福岡県西部に位置し、東側は福岡市に、南側は佐賀県(佐賀市、唐津市)に接している。市の中央には前原の市街地が位置する台地やその周辺の低地が広がっており、北側は可也山(標高 365.1m)や火山(標高 244.1m)、彦山(標高 231.7m)が位置する。南側が佐賀県との県境となっていて、東側から井原山(標高 982.4m)、雷山(標高 954.5m)、羽金山(標高 900.3m)、二丈岳(標高 711.4m)、浮嶽(標高 805.1m)などの山稜が続いている。市の北西側は玄界灘の海域となっており糸島半島の海岸低地には砂州や砂丘が発達していて、糸島半島の野辺崎の西方沖合には姫島がみられる。

指定地は、可也山の西側に位置し、波静かな引津湾沿いに所在する。



図 2-1 糸島市位置図

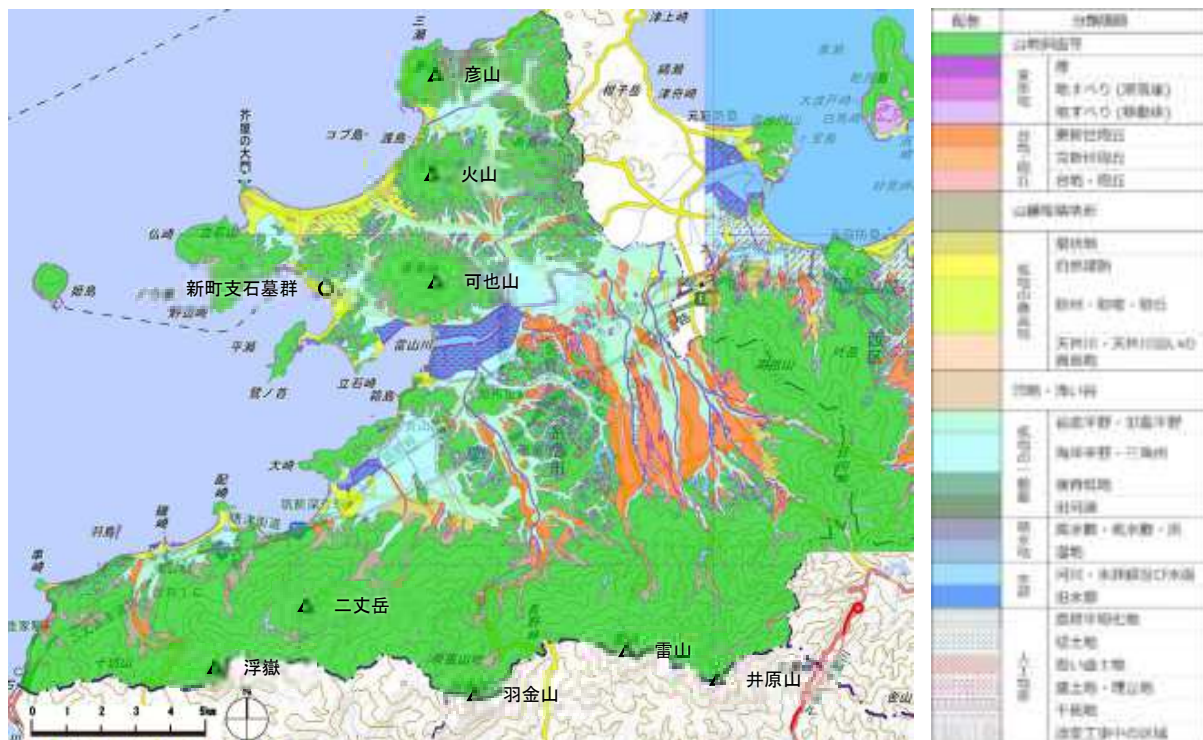


図 2-2 土地条件図

資料：『数値地図 2500(土地条件)』国土地理院(平成 29 年 3 月 8 日刊行)

2) 地質

地形的には糸島半島、脊振山地ともに花崗岩などの深成岩類が広く分布し、深成岩類の苦鉄質片岩などが帯状に分布していて、芥屋の大門や可也山山頂、姫島の上部には後期中新世～鮮新世にかけての火山岩類が分布している。

対象地周辺の地質は主に砂（新期海浜および砂丘砂層）で覆われている。



図 2-3 表層地質図

資料：『5 万分の 1 都道府県土地分類基本調査(前原・玄界島)』国土交通省

3) 水系

市内の主な河川としては、瑞梅寺川、雷山川、長野川、一貴山川、福吉川、桜井川があり、その流域に沖積地が広がっている。

旧怡土郡のエリアは脊振山地から河川が複数形成されているのに対し、指定地のある志摩半島エリアは水系が少ないことがわかる。

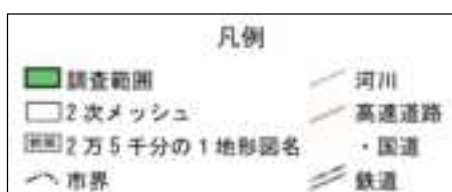


図 2-4 地域概要

資料：『土地条件調査解説書「糸島地区」』国土地理院

4) 気候

本市は日本海型の気候区分に属し、対馬海流の影響を受け比較的温暖な気候である。年平均気温は16～17℃、年間降水量は約1,600mmを観測する。

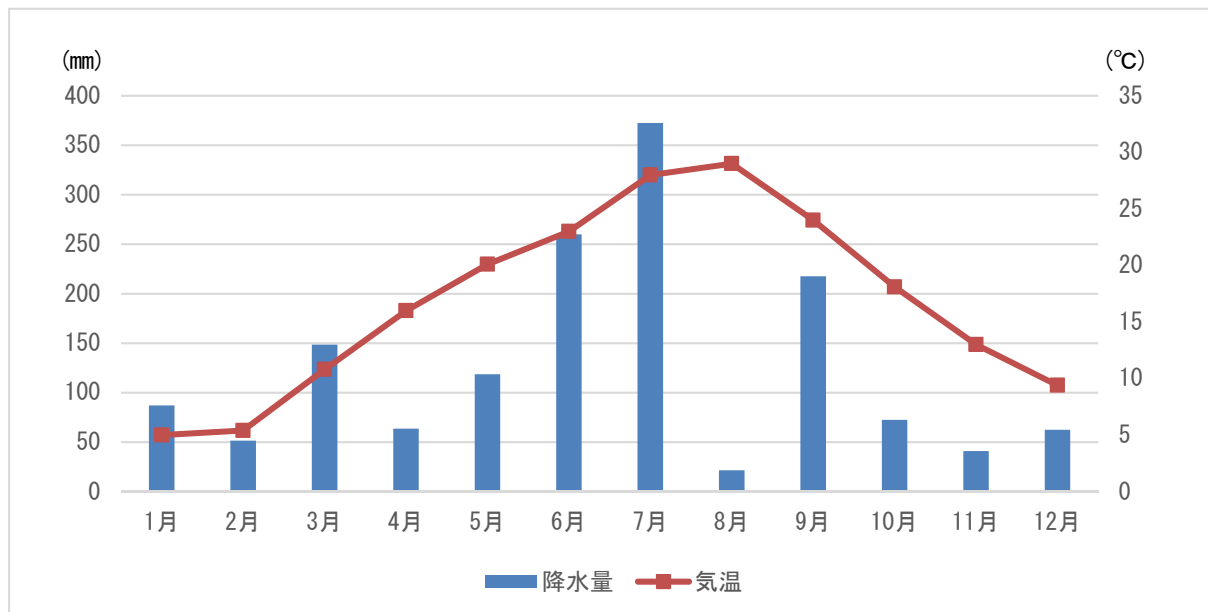


図 2-5 平成 30 (2018) 年 月別平均気温と降水量

資料：気象庁ホームページ前原観測所

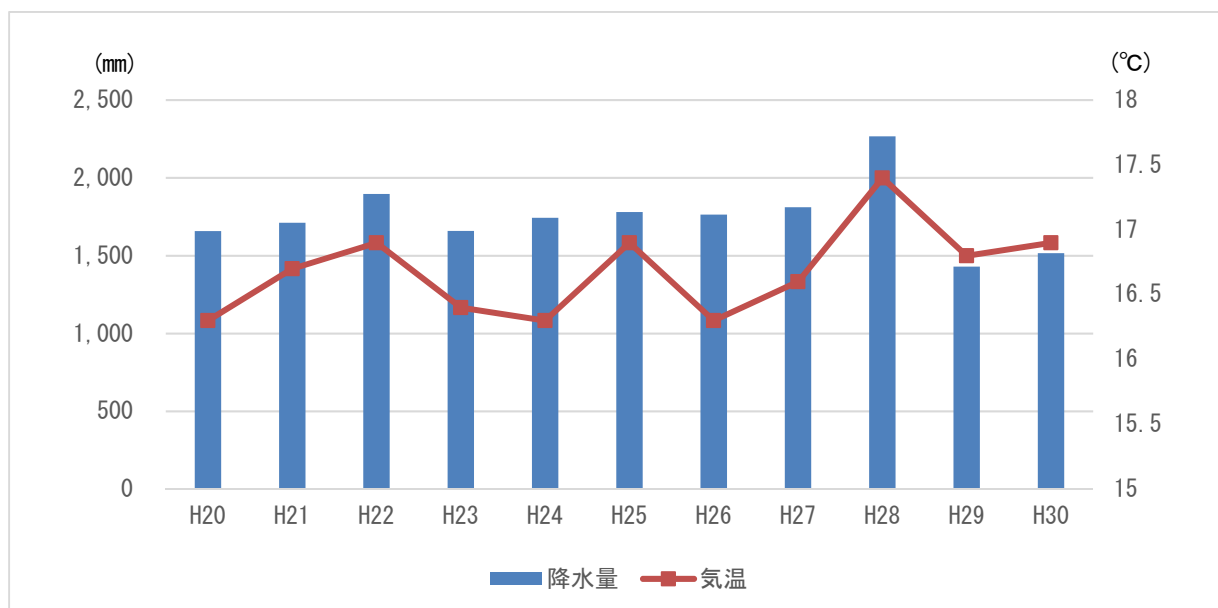


図 2-6 過去 10 年の平均気温と降水量

資料：気象庁ホームページ前原観測所

5) 植生

糸島市内の植生を見ると糸島平野を中心とした市街地中心の水田雑草群落が広がり、南部の脊振山地を中心として、スギ・ヒノキ・サワラ植林が大半を占める。糸島半島の立石山には、海沿いのアカマツ群落が見られる。



6) 動物相

【イノシシ】

山間部において深刻な被害をもたらしている。平成 22(2010)年度から平成 28(2016)年度にかけて侵入防止柵等の設置及び捕獲を行ったことから、被害防止効果があったが、なお被害総額のおよそ 2 分の 1 を占める状況となっている。主な被害作物は水稻、野菜、柑橘類である。

【アナグマ】

中山間地域だけではなく、市街地周辺の側溝や小屋等にも棲み着き、全域にわたって被害がでている。トウモロコシを中心にビワやスイカ等家庭菜園の農作物を食害しており、簡易的なネットを張って防除をしているが、ネットの下から侵入し、被害は拡大している。

【ニホンザル】

脊振山系に沿った地域で農作物被害や家屋等の生活環境被害等が拡大している。

糸島市では二丈地区の鹿家や吉井での被害が大半であり、ビワ、ミカンといった果樹の被害がその殆どである。近年ではハウレンソウや大根等、あらゆる野菜の食害や引き抜きなどの被害があり、人里には数十頭の群れも確認されている。平成 22 年 12 月の調査では、1 集団が 180 頭の群れで移動していることが確認されたが、現在は群れが分割している模様である。また、近年は人を恐れなくなっており、ミカンの収穫中に隣の木でサルがミカンを取っていることもあるほど、人間に馴れてきている。またロケット花火やエアガンによる追い払いも効果が薄くなってきている。

【鳥類】

ヒヨドリによる被害は全域にわたり、柑橘類やキャベツやブロッコリー等を食害している。本来は渡り鳥であるが、定着しており、年間を通して被害がある。

表 2-1 被害の現状

	イノシシ	アナグマ	ニホンザル	ヒヨドリ	カラス	カモ
被害金額	63,891 千円	26,551 千円	5,080 千円	12,681 千円	10,796 千円	5,011 千円
被害面積	47.73ha	4.62ha	1.36ha	4.28ha	3.13ha	4.14ha

資料：平成 29 年度 福岡・糸島地域広域鳥獣被害防止計画

指定地周辺ではシカやサル、タヌキ、アナグマ等が生息していることが確認されており、特にイノシシの侵入や掘り返しの被害等がある。

(2) 歴史的環境

1) 歴史的変遷

ここでは糸島地域における歴史的変遷を、糸島半島東部(福岡市西区)の状況を一部含み概観する。

【旧石器時代】

糸島地域において、旧石器時代の人々の痕跡は少ない。井田原開古墳では三稜尖頭器、泊リュウサキ遺跡では船底形細石刃核、三雲・井原遺跡ヤリミゾ地区では角錐状石器が出土している。また、糸島半島東部の大原D遺跡や今山遺跡、今宿五郎江遺跡などでも旧石器が発見されている。

【縄文時代】

縄文時代になると前時代から引き続き狩猟・採集を生業とするものの定住化がはじまるようになる。生活を伝える主な遺構としては貝塚が点在するが、糸島半島部の旧海岸線沿いには新町貝塚、天神山貝塚、桑原飛櫛貝塚、元岡瓜尾貝塚などが分布し、貝殻や獣、魚などの骨とこれに混じって釣針や銚、ヤスなどの漁撈具や土器などが出土している。また、貝塚の中からは墓が検出されることがあり、新町貝塚や桑原飛櫛貝塚では腕に貝輪を装着した女性人骨などが出土している。住居跡としては大原D遺跡を最古例として、石崎矢風遺跡、岐志元村遺跡、上深江小西遺跡などで発見されている。このうち、上深江小西遺跡では大量の黒曜石の縦長剥片やチップが出土していることから、石器製作工房であったと同時に石材の産地と消費地とを中継する流通拠点の一つであったことが指摘されている。



写真 2-1 新町貝塚出土縄文人骨

本格的な稲作が開始される前、北部九州では雑穀類の栽培がおこなわれていたと考えられている。広田遺跡からは土掘り具や収穫具として使われた石器が出土しており、縄文時代晩期に原始的な農耕が行われていた可能性が高いことがわかった。弥生時代に入ると、北部九州は他に先駆けて水田耕作を開始することとなるが、このように農耕に対する素地が出来上がっていたことが要因のひとつと考えられる。

【弥生時代】

弥生時代になると遺跡数が飛躍的に増加する。糸島地域における弥生時代のはじまりを伝える主な遺跡としては石崎矢風遺跡・石崎曲り田遺跡、新町支石墓群をはじめとして、志登支石墓群・三雲石ヶ崎支石墓・井田用会支石墓・長野宮ノ前遺跡などの支石墓群等が挙げられる。石崎曲り田遺跡では朝鮮半島系の丹塗磨研土器や磨製石器、紡錘車などとともに炭化米が出土しており、わが国最古例となる板状鉄斧も出土している。また、この遺跡の東側低地部にある石崎大坪遺跡で水田遺構が検出されており、南に位置する海老ノ峰遺跡では朝鮮半島に由来があるとされる松菊里型住居が確認されている。糸島地域では上記のとおり稲作開始期の遺物や遺構が色濃く残っているといえ、弥生文化発祥の地のひとつとして位置づけることができる。

弥生時代に始まった稲作は小平野や河川単位で土地争いや水争いを引き起こす要因にもなった。新町支石墓群で発見された石鏃が打込まれた人骨を始め、甕棺の中から石鏃の破片が出土する例が見つかっており、これらは戦闘による戦死者の墓と考えられている。戦闘などの結果、弥生時代前期末～中期初頭になるとそれぞれの小地域を束ねる首長が誕生したと考えられる。久米遺跡や西古川遺跡、上町向原遺跡、井原赤崎遺跡などでは青銅製の武器類が出土しており、潤地頭給遺跡、石崎小路遺跡、木舟三本松遺跡などでは装身具類が出土している。これら副葬品をもつ墓は小地域の首長墓と位置付けられ、こののちに誕生する「伊都国」の成立過程を知ることができる貴重な手がかりとなっている。



写真 2-2 久米遺跡出土銅剣・銅戈

「伊都国」は『魏志』倭人伝に記された国の一つである。伊都国は倭人伝の文中に「世有王（世々王有り）」と記されており、糸島地域ではこれを裏付けるように3基の王墓が発見されている。三雲南小路、井原鍵溝、平原の三王墓で、それぞれ大量の銅鏡をはじめ、青銅製品、装身具、武器類など大陸・朝鮮半島からもたらされた貴重な品々を含む副葬品を供えており、王の権威の強大さを示すとともに、伊都国の繁栄ぶりを今に伝えている。

この伊都国における中心集落は三雲・井原遺跡であるが、糸島地域はこの集落を中軸としつつ、小平野ごとにも拠点置き、機能分化した集落構造が成り立っている。例えば志摩地区においては大型の建物が検出された一の町遺跡を拠点とし、海浜部の御床松原遺跡と連携して大陸との交易にも携わっていた可能性がある。同様の構造は糸島地域内の他の地区においてもみられ、伊都国の繁栄の礎となっていたと考えられる。

【古墳時代】

古墳時代に入ると近畿を中心としたヤマト政権が確立し、伊都国もこの体制に組み込まれていくこととなる。ただ、この体制の象徴である前方後円墳には銅鏡、装身具、武器類が副葬されており、伊都国を始め北部九州で盛行した葬送儀礼における近畿との同調性が古墳時代に見られる。糸島地域では古墳が総数で約1000基ほど確認されており、このうち前方後円墳は60基を数え、全国屈指の密集度を誇っている。これらのことから、糸島地域は古墳時代において、ヤマト政権と深い関係にあったことがわかる。

現在、糸島地域最古の前方後円墳とされるのは御道具山古墳である。全長は65mで、後円部の裾部からは周溝が、基底部からは葺石が確認されており、周溝からは布留式古段階の土器が出土している。本地域最大の前方後円墳は長野川流域にある全長103mの一貴山銚子塚古墳である。この古墳からは鍍金方格規矩四神鏡、内行花文鏡、三角縁神獣鏡など合計10面の銅鏡が出土しており、強大な権力を有した首長の存在が浮かび上がる。また、志摩地区最大の前方後円墳は初川流域に築かれた推定全長90mの井田原開古墳である。墳丘では円筒埴輪・朝顔形埴輪・家形埴輪などが確認されており、後円部付近からは内行花文鏡が出土している。

4世紀後半から5世紀になると、古墳文化の画期となる横穴式石室が大陸から伝えられる。糸島地域では鋤崎古墳を始めとして、丸隈山古墳、釜塚古墳、狐塚古墳、兜塚古墳などに次々と導入された。このうち、釜塚古墳は長野川流域に位置する大型の円墳で、墳丘規模は直径

56m、周濠とこれを囲む周堤を含むと墓域は89mにおよぶ。周濠からは石見型木製品が完形で出土しており、ヤマト王権との密接な関係をうかがわせる資料となった。

古墳時代の集落跡としては合計68軒の竪穴住居が検出された御床松原遺跡が知られている。竪穴住居の平面形態は方形で、遺跡からは、釣針や銚、アワビオコシを含む鉄器類や銅鏡片、銅鏃、石錘、装身具類などが出土しており、漁撈や交易活動に携わっていたことがわかる。



写真 2-3 御床松原遺跡の調査風景

古墳時代の特徴的な遺跡としては玉作集落がある。潤地頭給遺跡では弥生時代終末～古墳時代前期前半にかけての玉作工房群が検出され、出雲産である碧玉や水晶を主原石とし、各種の玉類を製作していた。また、遺跡からは井戸枠に転用された準構造船が出土しており、玉作に関わる交易に使用された可能性が高いと考えられている。

【飛鳥時代・奈良時代・平安時代】

糸島地域には古代山城である雷山神籠石と怡土城が築かれる。雷山神籠石は城内中央の谷部を囲むように造られており、現状で南北の水門と列石が残っている。怡土城は高祖山の山頂から西側斜面にかけて築かれており、山の麓には長さ約2kmに渡る土塁があり、山の稜線には望楼を配置している。これら古代山城は北部九州防衛の拠点として築かれたと考えられており、当時の国際関係の緊張状態を今に伝える遺跡である。

奈良時代は中央集権化が進んだ時代でもあった。全国に官道が整備され、都と地方の国衙が最短距離で結ばれるようになった。この官道には約15kmごとに駅家が置かれたが、糸島地域では塚田南遺跡と曲り田遺跡で道路と側溝、大型掘立柱建物などが検出されており、深江駅家と推定されている。

奈良時代になると各地に国分寺・国分尼寺が建てられるなど、わが国固有の仏教文化が花開くこととなる。糸島地域においては雷山千如寺、染井山霊鷲寺、鉢伏山金剛寺、小倉山小蔵寺、楠田寺、一貴山夷巍寺、久安寺の7ヶ所の大寺が創建され、「怡土郡七ヶ寺」と称せられた。このうち、雷山千如寺大悲王院と、久安寺の什宝を伝える浮嶽神社には、重要文化財である仏像など数々の文化財を今に伝えている。

寛仁3(1019)年には女真族が糸島地域を始め、北部九州沿岸地域を荒らしまわった「刀伊の入寇」が起こる。糸島地域における被害は甚大であり、死者161人、拉致者651人を出した。



写真 2-4 木造千手観音立像



写真 2-5 雷山神籠石



写真 2-6 怡土城跡

【鎌倉時代・室町時代】

糸島地域では、12世紀半ばに怡土荘(仁和寺法金剛院)が成立、承久の乱後に地頭が設置される。

怡土荘内の今津は大隅国の異国警固番役地にあたり、大隅守護千葉氏が支配した。

弘安の役後の恩賞により大友氏が「志摩方三百町惣地頭職」を獲得し、次第に大友氏や北条氏の勢力が浸透していく。

木舟の森遺跡では鎌倉時代の濠に囲まれた建物を確認されており、武士の館と考えられている。遺跡からは大量の陶磁器が出土していることから中国との交易を経済基盤にしていたことが考えられる。中世の末期になると、糸島地域は豊後の大友氏と周防の大内氏の覇権争いの場となり、両氏に属した臼杵氏と原田氏が幾度となく戦闘を繰り返したが、大友氏の衰退もあって、最終的には原田氏が優勢となる。原田氏は高祖城を本拠としており、最盛期には怡土・志摩両郡と早良郡西部、松浦郡東部にまで勢力を伸ばした。糸島地域の山頂や丘陵上には城が多く築かれ、平野部には濠を巡らせた館が造られており、戦乱のようすを今に伝える。



写真 2-7 木舟の森遺跡出土龍泉窯系青磁碗

【江戸時代】

江戸時代になると糸島地域の北部と東部は福岡藩に属したが、西部は多数の領地に分割され、時期によって唐津藩領、中津藩領、幕府領、対馬藩領が混在した。福岡領との境を示す絵図と領境石が現在も残っている。



写真 2-8 領地境絵図

また、江戸時代には唐津と北九州を結ぶ唐津街道が整備され、糸島地域には、深江、前原、今宿の3箇所(3箇所)に宿場町が置かれた。この唐津街道は現在の国道202号線とほぼ同じルートであり、3箇所の宿場町はそれぞれの地区の中心市街地となっている。現在の道路とまちの原形が近世に形作られたことがわかる。



写真 2-9 福岡領境の境石群

【明治時代から現在】

明治22(1889)年、市町村制施行により、怡土郡飯場村が早良郡内野村に合併した。明治29(1896)年に怡土郡と志摩郡が合併し、糸島郡が成立した。明治34(1901)年には前原村が町制を施行し、前原町となる。昭和16・17(1941・1942)年と昭和36(1961)年には糸島郡の東部にあった今宿・今津・周船寺・元岡・北崎の5村が福岡市に編入された。昭和30(1955)年には合併により二丈村、志摩村が成立した。昭和40(1965)年には両村が町制を施行し、それぞれ二丈町、志摩町となり、平成4(1992)年には前原町が市制を施行し、前原市となった。平成22年1月1日には、1市2町が合併し、現在の糸島市が誕生した。

2) 市内の文化財の概要

市内には国指定文化財が16件、県指定文化財が25件、市指定文化財が41件、国の登録文化財が1件の合計83件の指定・登録文化財が所在する。指定文化財の多くは考古資料や彫刻、史跡、天然記念物などである。このように考古資料や史跡が多いのは、本市が『魏志』倭

第2章 史跡の概要

人伝に記される伊都国であったことから、弥生～古墳時代の重要遺跡の存在が古くから知られ、これらを中心に調査が進められてきた結果である。また、彫刻についても古くから重要な仏像の存在が多数知られ、個別に調査が行われ文化財指定を受けている。

①指定・登録件数

総計 83 件

国指定 16 件、県指定 25 件、市指定 41 件、国登録 1 件

②種類別

記念物 26 件、有形文化財 48 件、民俗文化財 8 件、登録有形文化財 1 件

③国指定文化財概要

国宝	考古資料	1 件	—	福岡県平原方形周溝墓出土品
有形文化財	彫刻	6 件	—	木造如来立像・木造地藏菩薩立像・木造仏坐像（浮嶽神社）、木造阿弥陀如来坐像（西林寺）、木造千手観音立像・木造清賀上人坐像（大悲王院）
記念物	史跡	8 件	—	曾根遺跡群、怡土城跡、銚子塚古墳、新町支石墓群、志登支石墓群、釜塚古墳、雷山神籠石、三雲・井原遺跡
	天然記念物	1 件	—	芥屋の大門



写真 2-10 福岡県平原方形周溝墓出土品



写真 2-11
木造阿弥陀如来坐像



写真 2-12
木造清賀上人坐像



写真 2-13 釜塚古墳



写真 2-14 新町支石墓群



写真 2-15 三雲・井原遺跡



写真 2-16 芥屋の大門

④県指定文化財概要

有形文化財	建造物	3件	—	桜井神社本殿・拝殿・楼門、桜井神社石橋、高祖神社本殿・拝殿
	彫刻	5件	—	木造薬師如来立像（大法寺）、銅造如来形坐像（聖種寺）、木造阿難尊者立像（龍国寺）、木造十一面観音立像（親山虚空蔵堂）、木造二天王立像（大悲王院）
	古文書	3件	—	大悲王院文書、喜多村家文書、文禄四年筑前国志摩郡御床村検地帳
	考古資料	3件	—	新町支石墓群出土品、舟形石棺、瓦経
	民俗文化財	無形	2件	— 高祖神楽、深江の川祭り
記念物	名勝	2件	—	桜井二見ヶ浦、白糸の滝
	天然記念物	7件	—	六所神社の樟、大悲王院の楓、大悲王院のビャクシン、雷山の観音杉、雷山神社の公孫樹、萬龍楓、泉川のハマボウ群落



写真 2-17 桜井神社楼門



写真 2-18
木造薬師如来立像



写真 2-19 高祖神楽



写真 2-20 新町支石墓群出土品 附 御床松原遺跡出土半両銭 貨泉



写真 2-21 白糸の滝



写真 2-22 桜井二見ヶ浦



写真 2-23 雷山神社の公孫樹



写真 2-24 泉川のハマボウ群落

第2章 史跡の概要

⑤市指定文化財概要

有形文化財	建造物	2 件	— 旧藤瀬家住宅、万葉歌碑
	彫 刻	3 件	— 夷巍寺金剛力士像、銅造如来形坐像、木造龍猛菩薩坐像
	古文書	3 件	— 藤瀬家文書、領地境絵図、鎌田龍一郎家文書
	考 古	15 件	— 銅矛鎔范、井原塚廻遺跡祭祀土壇出土土器、三雲・井原遺跡ヤリミゾ地区出土遺物、末永出土鬼瓦、石見型木製品、石崎地区遺跡群出土広形銅矛鋳型、末永高木遺跡出土刻字土器ほか
民俗文化財	無 形	6 件	— 福井神楽、大入盆綱引き、淀川の百々手祭り、白糸の寒みそぎほか
記念物	史 跡	5 件	— 井原 1 号墳、塚田南遺跡、長嶽山古墳群、二丈岳城ほか
	名 勝	2 件	— 油比の殿川、泊産安の井戸
	天然記念物	1 件	— 姉子の浜・鳴き砂

⑥国登録有形文化財 建造物 1 件 — 柗島家住宅



写真 2-25 万葉歌碑



写真 2-26
末永高木遺跡出土刻字土器



写真 2-27 藤瀬家文書



写真 2-28 福井神楽



写真 2-29 大入盆綱引き



写真 2-30 淀川の百々手祭り



写真 2-31 白糸の寒みそぎ

■ 糸島市文化財マップ

表 2-2 国指定文化財一覧●

	名 称	分 類	指定区分	員数	所 在 地 (糸島市)	指定年月日	備 考
1	福岡県平原方形周溝墓出土品 附 土器残欠・ガラス小玉・鉄鏃等 一括	有形文化財 (考古)	国宝	一括	井原916 伊都国歴史博物館	平成18年6月9日(国宝指定) 旧指定 福岡県平原方形周溝墓出土品 平成2年6月29日(重文指定)	告示92号・重要文化財 告示74号・国宝
2	木造千手観音立像	有形文化財 (彫刻)	重要文化財	1躯	雷山626 大悲王院	明治37年2月18日	
3	木造清賀上人坐像	有形文化財 (彫刻)	重要文化財	1躯	雷山626 大悲王院	大正3年4月17日	
4	木造仏坐像(伝薬師如来像)	有形文化財 (彫刻)	重要文化財	1躯	二文吉井954 浮嶽神社	大正7年9月12日	彫第2077号
5	木造地藏菩薩立像	有形文化財 (彫刻)	重要文化財	1躯	二文吉井954 浮嶽神社	大正7年9月12日	彫第2078号
6	木造如来立像	有形文化財 (彫刻)	重要文化財	1躯	二文吉井954 浮嶽神社	昭和47年5月30日	彫第3274号
7	木造阿弥陀如来坐像	有形文化財 (彫刻)	重要文化財	1躯	志摩御床355 西林寺	大正 3年 4月17日(国宝) 昭和25年 8月29日	彫第2081号
8	雷山神龍石	記念物	史跡		雷山967-4 ほか	昭和7年3月25日	国72号
9	志登支石墓群	記念物	史跡		志登586 ほか	昭和29年8月20日	国37号
10	怡土城跡	記念物	史跡		高祖1717 ほか	昭和13年8月8日 昭和19年6月5日(追加) 平成19年3月23日(追加)	国292号 国966号・一部追加指定 告示38号・追加指定
11	釜塚古墳	記念物	史跡		神在405 ほか	昭和57年5月7日	告示69号
12	曾根遺跡群 平原遺跡 ワレ塚古墳 銭塚古墳 狐塚古墳	記念物	史跡		有田1、曾根310 ほか	昭和57年10月4日 平成12年9月6日(追加)	告示141号 告示146号 ・平原遺跡一部追加
13	饒子塚古墳	記念物	史跡		二文田中100-4	昭和32年8月29日	告示第63号
14	新町支石墓群	記念物	史跡		志摩新町字ギ丁原71-1ほか	平成12年9月6日	告示143号
15	芥屋の大門	記念物	天然記念物		志摩芥屋604-1ほか	昭和41年 3月 3日	告示10号
16	三雲・井原遺跡	記念物	史跡		三雲52ほか	平成29年10月13日	告示137号

表 2-3 県指定文化財一覧●

	名 称	分 類	指定区分	員数	所 在 地 (糸島市)	指定年月日	備 考
1	瓦経	有形文化財	考古	7個	前原南二丁目21-1 福岡県立糸島高等学校	昭和30年3月5日	県考第8号
2	舟形石棺	有形文化財	考古	1基	前原南二丁目21-1 福岡県立糸島高等学校	昭和36年1月14日	県考第65号
3	新町支石墓群出土品 附 御床松原遺跡出土半両銭1点 貨泉2点	有形文化財	考古	1括	志摩初1 志摩歴史資料館	平成15年2月5日	県考第97号
4	大悲王院文書	有形文化財	古文書	493点	雷山626 大悲王院	昭和55年3月1日	県書第17号
5	喜多村家文書	有形文化財	古文書	139点	雷山626 大悲王院	昭和55年3月1日	県書第18号
6	文祿四年筑前国志摩郡御床村検地帳	有形文化財	古文書	1冊	志摩御床441-2	平成20年 3月31日	
7	木造二天王立像	有形文化財	彫刻	2躯	雷山626 大悲王院	平成14年4月5日	県彫刻第59号
8	木造薬師如来立像	有形文化財	彫刻	1躯	二文福井4576 大法寺	平成5年7月2日	県彫刻第49号
9	木造阿難尊者立像	有形文化財	彫刻	1躯	二文波呂474 龍国寺	昭和45年5月2日	県彫刻第31号
10	銅造如来形坐像	有形文化財	彫刻	1躯	二文上深江66-1 聖種寺	昭和57年4月1日	県彫刻第44号
11	木造十一面観音立像	有形文化財	彫刻	1躯	志摩小金丸578 満福寺	平成11年3月19日	県彫刻第54号
12	桜井神社本殿・拝殿・楼門	有形文化財	建造物	3棟	志摩桜井4227 桜井神社	昭和52年 4月 9日 平成 9年 7月25日(追加)	県建第30号
13	桜井神社石橋 附 御池石垣、石段 一基	有形文化財	建造物	1基	志摩桜井4227 桜井神社	平成15年 2月 5日	県建第42号
14	高祖神社本殿・拝殿 附 石造明神鳥居 1基 鳥居正面石 段 1基 棟札8枚 板札3枚	有形文化財	建造物	2棟	高祖1240 高祖神社	平成24年3月26日	
15	高祖神楽	民俗文化財	無形	1件	高祖1240 高祖神社	昭和56年3月5日	県無民第69号
16	白糸の滝	記念物	名勝		白糸	昭和35年4月12日	県名第4号
17	桜井二見ヶ浦	記念物	名勝		志摩桜井4433-1ほか	昭和43年 2月 3日	県名第5号
18	大悲王院のビヤクシン	記念物	天然記念物	1本	雷山626 大悲王院	昭和36年1月14日	県天第49号
19	大悲王院の楓	記念物	天然記念物	3本	雷山626 大悲王院	昭和36年1月14日	県天第50号
20	雷山神社の公孫樹	記念物	天然記念物	1本	雷山宇中坊148 雷神社	昭和35年4月12日	県天第38号
21	雷山の観音杉 2本	記念物	天然記念物	2本	雷山宇中坊148 雷神社	昭和35年4月12日	県天第40号
22	萬龍楓	記念物	天然記念物	4本	白糸	昭和35年4月12日	県天第39号
23	六所神社の樟	記念物	天然記念物	2本	志摩馬場344-1 六所神社	昭和35年 4月12日	県天第41号
24	深江の川祭り	民俗文化財	無形	1件	糸島市二文深江・二文片山・ 二文松末	平成27年 3月17日	
25	泉川のハマボウ群落	記念物	天然記念物	1件	糸島市前原、志摩小富士、荻 浦	平成28年3月25日	天第142号

第2章 史跡の概要

表 2-4 市指定文化財一覧●

	名 称	分 類	指定区分	員数	所 在 地 (糸島市)	指定年月日	備 考
1	銅矛銘范	有形文化財	考古	1個	前原南二丁目21-1 福岡県立糸島高等学校	昭和46年5月19日	
2	砂魚塚古墳及び坂の下5号墳石室	有形文化財	考古	2基	前原市美咲が丘一丁目 菰浦はな咲公園	平成19年12月28日	
3	井原塚遺跡祭祀土壇出土土器	有形文化財	考古	10点	井原916 伊都国歴史博物館	平成17年4月26日	
4	三雲・井原遺跡やリミノ地区出土遺物	有形文化財	考古	一括	井原916 伊都国歴史博物館	平成19年12月28日	
5	末永出土土甕瓦	有形文化財	考古	1枚	井原916 伊都国歴史博物館	平成20年3月19日	
6	多久遺跡D地点1号火葬墓出土品	有形文化財	考古	1件	井原916 伊都国歴史博物館	平成21年3月31日	
7	石見型木製品	有形文化財	考古	1件	井原916 伊都国歴史博物館	平成21年12月28日	
8	上鎌子遺跡出土土器	有形文化財	考古	一括	井原916 伊都国歴史博物館	平成11年4月26日	
9	末永高木遺跡出土刻字土器	有形文化財	考古	1個	井原916 伊都国歴史博物館	平成12年5月29日	
10	西堂古賀崎古墳出土遺物	有形文化財	考古	一括	井原916 伊都国歴史博物館	平成12年6月26日	
11	浦志遺跡A地点出土小銅鐸	有形文化財	考古	1個	井原916 伊都国歴史博物館	平成12年6月26日	
12	上町向原遺跡出土素環頭大刀	有形文化財	考古	1点	井原916 伊都国歴史博物館	平成15年3月25日	
13	井田用会支石墓上石	有形文化財	考古	1点	井田292 三社神社	平成19年12月28日	
14	旧 藤瀬家住宅	有形文化財	建造物	1棟	井田702-1 平原歴史公園多目的広場内	平成18年3月17日	
15	万葉歌碑	有形文化財	建造物	1	二丈深江2143 鎮懐石八幡宮	昭和59年3月31日	二丈町指文第1号
16	銅造如来形坐像	有形文化財	彫刻	1躯	二丈福井2762	平成13年9月25日	二丈町指文第6号
17	夷嶺寺金剛力士像	有形文化財	彫刻	2躯	二丈一貴山	平成9年2月9日	二丈町指文第2号
18	領地境絵図	有形文化財	古文書	一括	井原916 伊都国歴史博物館	平成17年4月26日	
19	藤瀬家文書	有形文化財	古文書	1件	井原916 伊都国歴史博物館	平成14年6月26日指定 平成30年3月30日追加	
20	加布里山笠	民俗文化財	無形	1件	加布里545 加布里天満宮	平成6年12月27日	
21	福井神楽	民俗文化財	無形	1件	二丈福井4909 白山神社	平成11年10月25日	二丈町指文第5号
22	大入盆綱引き	民俗文化財	無形	1件	二丈福井	平成17年3月31日	二丈町指文第7号
23	長嶽山古墳群	記念物	史跡	1件	川付701ほか	平成21年3月31日	
24	井原1号墳	記念物	史跡	1箇所	井原541	平成16年6月30日	
25	塚田南遺跡	記念物	史跡	1箇所	二丈深江2057	平成10年3月26日	二丈町指文第3号
26	二丈岳城	記念物	史跡	1箇所	二丈深江、二丈一貴山、二丈福井	平成20年11月25日	二丈町指文第8号
27	泊産安の井戸	記念物	名勝	1箇所	泊1760	平成16年6月30日	
28	油比の殿川	記念物	名勝	1箇所	油比183-1	平成6年12月27日	
29	姉子の浜・鳴き砂	記念物	天然記念物	1箇所	二丈鹿家	平成10年7月27日	二丈町指文第4号
30	久米遺跡6号・23号甕棺墓出土品	有形文化財	考古	一括	志摩初1 志摩歴史資料館	平成23年5月20日	糸島市指定有形文化財第1号
31	石崎地区遺跡群出土広形銅矛鏃型	有形文化財	考古	3点	井原916 伊都国歴史博物館	平成24年3月6日	糸島市指定有形文化財第2号
32	青木家文書	有形文化財	古文書・典籍	3点	井原916 伊都国歴史博物館	平成25年5月31日	糸島市指定有形文化財第3号
33	菩薩形鏡像	有形文化財	工芸品	1点	井原916 伊都国歴史博物館	平成25年5月31日	糸島市指定有形文化財第4号
34	住吉神社伝来仏画	有形文化財	絵画	3点	井原1321-1 井原1255	平成26年3月31日	糸島市指定有形文化財第5号
35	淀川の百々手祭り	民俗文化財	無形	1件	二丈深江 淀川天神社	平成26年3月31日	糸島市指定無形民俗文化財第1号
36	福岡領境の境石群	記念物	史跡	1件	多久・東・神在・富・香力・三坂・雷山・飯原	平成27年3月24日 平成30年3月30日追加	糸島市指定史跡第1号
37	嘉永五年寺山干拓潮止図	有形文化財	歴史資料	1点	井原916 伊都国歴史博物館	平成27年3月24日	糸島市指定有形文化財第6号
38	白糸の寒みそぎ	民俗文化財	無形	1件	白糸684 熊野神社	平成28年3月31日	糸島市指定無形民俗文化財第2号
39	木造龍猛菩薩坐像	有形文化財	彫刻	1点	二丈深江1274 正覚寺	平成28年3月31日	糸島市指定有形文化財第7号
40	桜井神社の餅押し	民俗文化財	無形	1件	志摩桜井4227	平成31年3月18日	糸島市指定無形民俗文化財第3号
41	鎌田龍一郎家文書	有形文化財	古文書	一括 (895点)	志摩御床431-1	平成31年3月18日	糸島市指定有形文化財第8号

表 2-5 国登録文化財●

	名 称	分 類	指定区分	員数	所 在 地 (糸島市)	指定年月日	備 考
1	枇島家住宅	登録有形文化財	建造物	8	二丈田中宇大塚101	平成29年5月2日	登録番号40-0140～0147

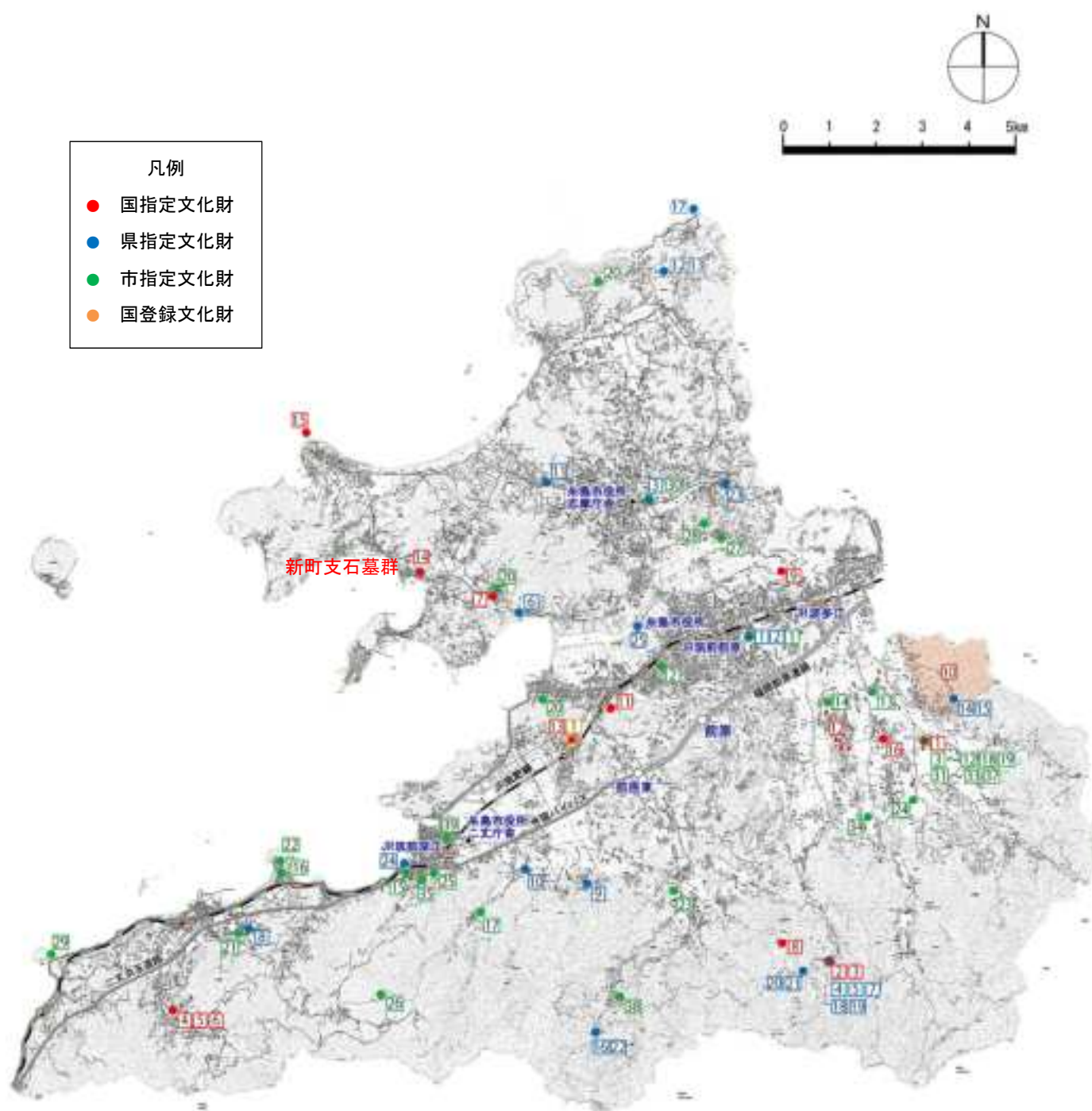


図 2-8 糸島市文化財マップ

※市指定 No. 36「福岡領境の境石群」は場所が広域となるため、マップには表記しない。

(3) 社会的環境

1) 人口と世帯数

①糸島市の人口と世帯数の推移

本市の人口は緩やかに増加を続け、合併した時点では人口が100,551人であり、その後やや減少するが、再び増加傾向を示し平成31(2019)年で101,450人である。

世帯数は増加を続けており、平成31年には42,267世帯となり、この22年間で約1.5倍になっている。

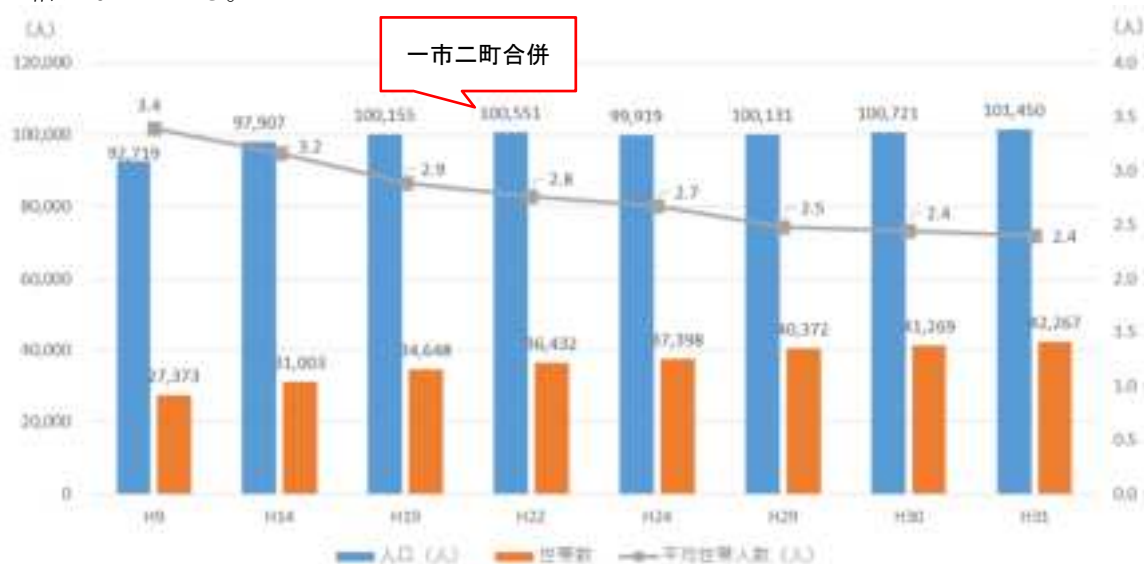


図 2-9 糸島市の人口・世帯の推移

資料：住民基本台帳

②志摩新町の人口と世帯数の推移

指定地は志摩新町に位置し、人口は平成14(2002)年の678人をピークに緩やかに減少し、平成31年で566人である。

世帯数は平成24(2012)年に233世帯となり、ほぼ変化していない。

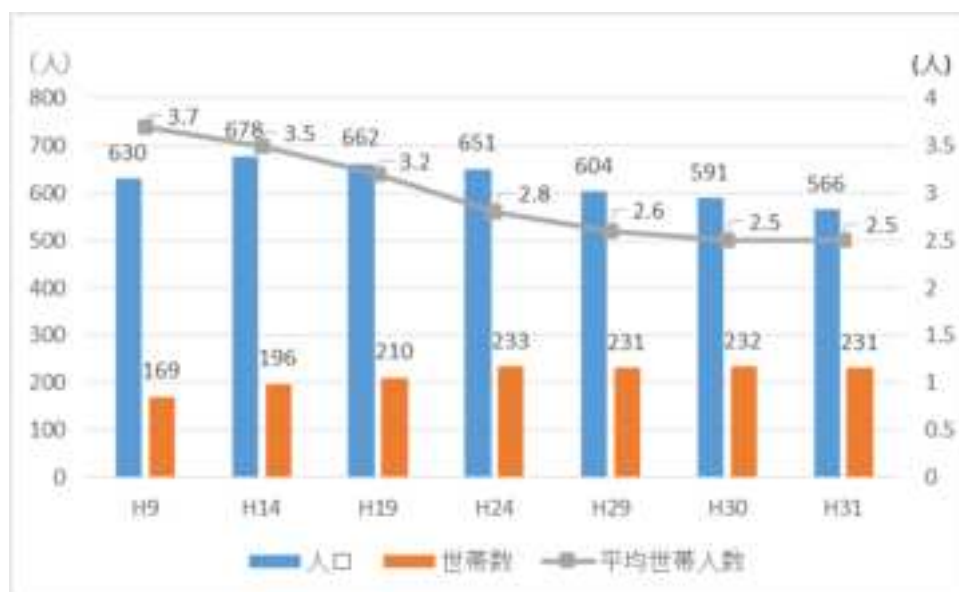


図 2-10 志摩新町の人口と世帯数の推移

資料：住民基本台帳

2) 土地利用

指定地周辺は、主に住宅用地や農地である。

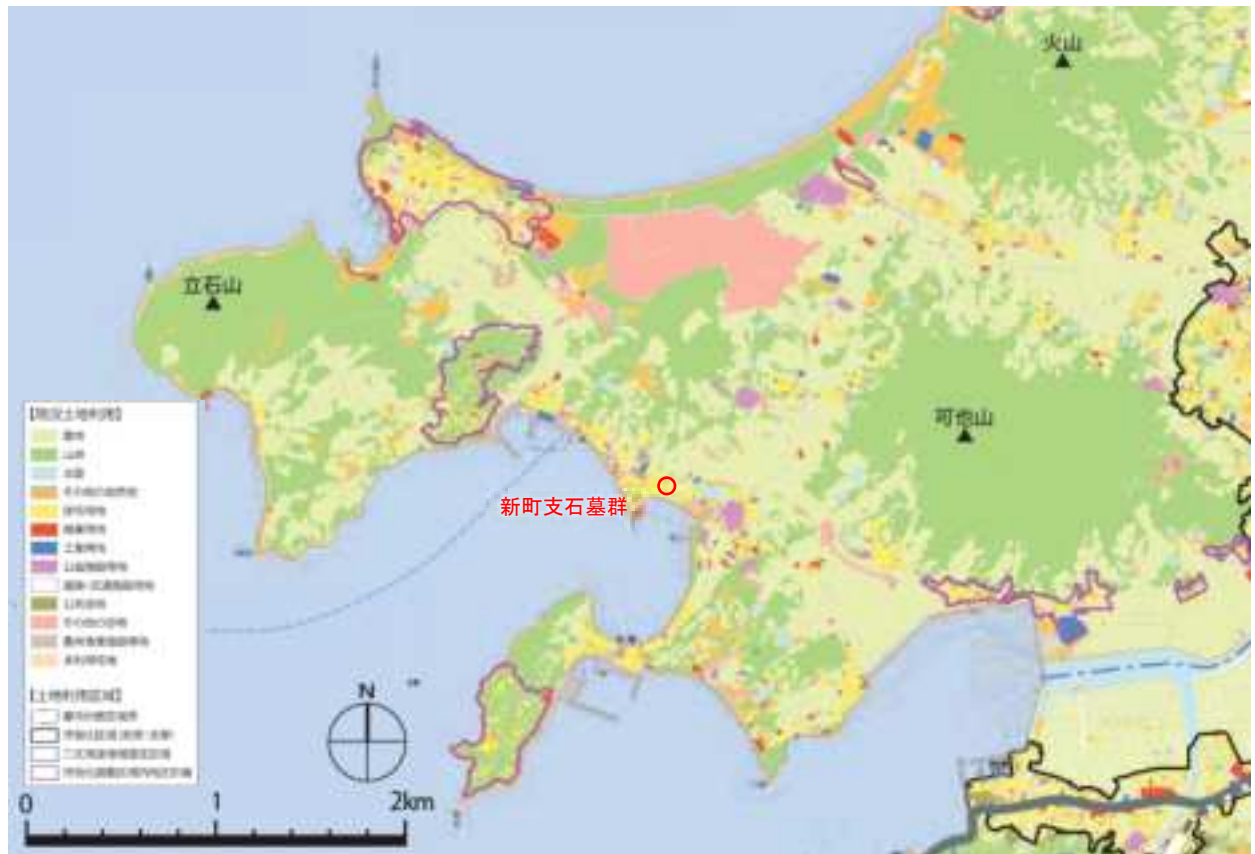


図 2-11 土地利用現況図

3) 法規制状況

指定地は、市街化調整区域であり、土地利用に制限がかかる。なお、周辺に田園が広がるが、農用地区域及び農業振興地域には指定されていない。また、糸島半島の海岸線は福岡県による玄海国定公園の一部であるが、本指定地は当公園の範囲には含まれない。

4) 交通

糸島市の中を東西方向に JR 筑肥線、国道 202 号バイパス、西九州自動車道がほぼ並行して走り、南部の山麓には主要地方道大野城二丈線が東西に走っている。西九州自動車道の開通や JR 筑肥線の電化・複線化、福岡市営地下鉄との相互乗り入れなどに伴い、九州一の繁華街でもある福岡市天神、九州の鉄道の玄関口である JR 博多駅、空の玄関口である福岡空港へも短時間で移動が可能となり、通勤・通学時間も大幅に短縮された。



图 2-12 交通体系图

5) 観光

糸島市の観光入込客数はこの 10 年で 433 万 8 千人(平成 20 年)から 682 万 7 千人(平成 30 年)に増加している(157%増)。

観光客の来訪の目的は「産直(産品の購入や直売所への来訪)」(42.0%)が最も多く、次いで、「温浴施設」(10.6%)、「飲食店」(10.3%)、「神社・文化財等(史跡等の訪問)」(8.2%)となっている。

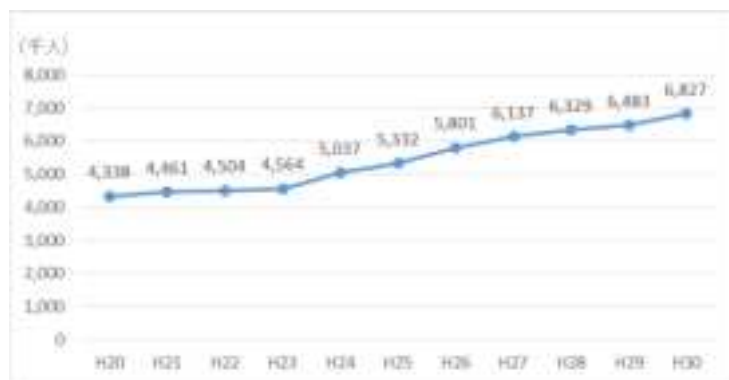


図 2-13 糸島市観光入込者数



図 2-14 糸島市への来訪目的

(第2次糸島市観光振興基本計画「糸島市の観光入込客数の推移」「糸島市への来訪目的」を基に作成)

6) 景観特性

3つの岬と2つの入り江からなる天然の良港であったこの一帯では、玄界灘の荒々しい姿とは異なる穏やかな海浜景観を今も変わらず眺めることができる。また、湾の背後には糸島富士と称される美しい可也山がそびえ、海と山の間に点在する農地や集落とともに、古代と同じ景観を体感することができる。



図 2-15 糸島市景観特性図

資料：糸島市文化財保存整備基本計画

表 2-6 糸島市景観特性分類表抜粋

分類	特徴	地形特性	主な文化財
海浜と景勝地	「芥屋の大門」として広く知られる名勝奇岩は、その際だった姿が海浜部の景観的なシンボルとして存在するだけでなく、糸島の海＝芥屋の大門とイメージされるなど、糸島市を代表するシンボルともなっている。 白砂の連続する幣の浜と奇岩(芥屋の大門)の対比や、眼前に広がる玄界灘の夕陽は、雄大な自然を感じさせる大切な資源である。	海浜：幣の浜（にぎのはま）芥屋の大門から野北まで	芥屋の大門、桜井二見ヶ浦、桜井神社
入り江と半島	2つの湾(引津湾、船越湾)と3つの岬(野辺崎、鷺の首、大崎)が形作る地形は、陸の緑と海や空の青が見え隠れする奥行きのある海浜景観をつくり出している。	海浜：引津湾、船越湾 野辺崎、鷺(さぎ)の首、大崎	新町支石墓群

資料：糸島市文化財保存整備基本計画

第2節 史跡の概要

(1) これまでの経緯

新町支石墓群の発掘から指定地購入に至るこれまでの経緯を下表に整理する。

表 2-7 これまでの経緯

年 号	事 柄
大正 6 (1917) 年	中山平次郎博士が遺跡を紹介
昭和 60 (1985) 年	新町支石墓群内にて個人住宅の計画があがる
昭和 61 (1986) 年	弥生時代早期の支石墓群の発掘調査 (第 1 次調査)
昭和 62 (1987) 年	弥生時代前期の甕棺墓の発掘調査 (第 2 次調査)
平成元 (1989) 年	古墳時代前期の箱式石棺墓を発掘調査 (第 3 次調査)
平成 2 (1990) 年	中世人骨、縄文時代の遺構の調査 (第 4 次調査)
平成 3 (1991) 年	縄文時代後期の貝塚・人骨の調査 (第 5 次調査)
平成 5 (1993) 年	第 1 次調査地点を志摩町史跡に指定 (2 月 1 日告示) 「新町遺跡展示館」建設地の造成に伴う発掘調査 (第 6 次調査) 「新町遺跡展示館建設」
平成 12 (2000) 年	国史跡に指定される。名称は「新町支石墓群」となる (9 月 6 日告示)
平成 15 (2003) 年	新町支石墓群より出土遺物と人骨、御床松原遺跡出土貨泉と半両銭が一括して福岡県文化財 (考古資料) に指定される (2 月 5 日告示)
平成 16～17 (2004～2005) 年	新町遺跡環境整備推進委員会開催
平成 17 (2005) 年	福岡西方沖地震発生
平成 19 (2007) 年	新町支石墓群指定地購入事業開始
平成 22 (2010) 年	一市二町合併。糸島市誕生
平成 23 (2011) 年	糸島市文化財保存整備基本計画策定に伴い志摩新町行政区で新町支石墓群の活用を考えるワークショップを開催
平成 28 (2016) 年	新町支石墓群指定地購入事業終了



写真 2-32 指定地の空中写真 撮影日：令和元年 12 月 9 日

(2) 指定の状況

1 (1) 名 称 新町支石墓群

(2) 種 別 史跡

(3) 所在地及び地域 福岡県糸島市志摩新町字ギ丁原

54 番 1、55 番、56 番、57 番、58 番 1、58 番 2、58 番 3、58 番 4、58 番 5、
 58 番 6、58 番 7、58 番 8、58 番 9、58 番 10、58 番 11、58 番 12、58 番 13、
 59 番 1、59 番 2、60 番、61 番、62 番 1、62 番 2、62 番 3、63 番 1、65 番、
 66 番、67 番、68 番、69 番、70 番、71 番 1、71 番 2、72 番、73 番、
 74 番 1、74 番 2、76 番、78 番、79 番

上の地域に介在する道路敷を含む。

2 (1) 指定理由

ア 基準 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和 26 年文化財保護委員会告示第 2 号）史跡の一部による。

イ 説明 水田稲作を受け入れた弥生時代初期の朝鮮系墓制である支石墓を主体とする墓地遺跡。埋葬人骨には低顔・低身長という縄文人的特徴が認められ、文化の受容の様相を示すとともに、磨製石鏃が刺さった男性人骨が発見され、弥生時代初期から戦闘があったことを示している。弥生文化の成立状況とその時期の社会などを知る上で、きわめて重要な遺跡である。

(2) 官報告示 平成 12 年 9 月 6 日付け
 文部省告示第 143 号

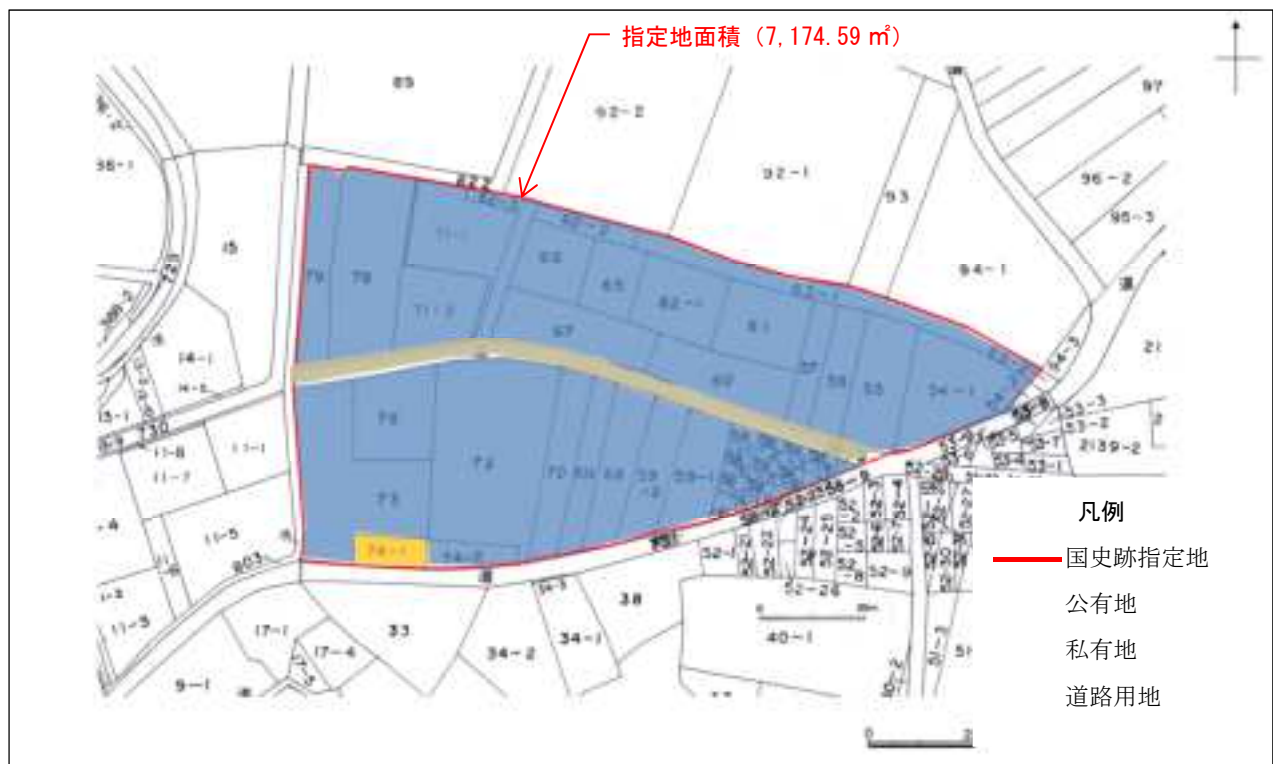


図 2-16 指定地

(3) 説明文

以下に、『月刊文化財 平成12年7月号』（文化庁文化財保護部監修）の指定説明を原文まま記載する。

新町支石墓群

福岡県糸島郡志摩町大字新町字ギ丁原

新町支石墓群は、玄界灘に面した糸島半島の南西側に位置し、引津湾に面した砂丘上に立地する。九州大学医学部教授の中山平次郎によって、大正時代から学界に紹介された著名な遺跡である。付近には縄文時代後期の貝塚、「貨泉」や「半両銭」が採集された弥生時代の御床松原遺跡、古墳時代前期の箱式石棺墓群、中世の土坑墓群などが残されている。

昭和六十一年に本格的な第一次発掘調査が実施され、弥生時代早期から前期前半の支石墓などによる墓域が確認された。以後数次にわたって範囲確認調査が実施され、東側に前期前半から後半への墓域が広がり、南側の砂丘裾には甕棺墓や箱式石棺墓群がのびる南北約八〇メートル、東西約一四〇メートルの墓域が確認された。町指定地として覆屋展示されている第一次調査地区を含む、この地域を今回、史跡として保存する。

第一次調査では、合計五七基の支石墓・甕棺墓が確認され、上石が原位置を保つ支石墓七基、上石を欠き支石のみのもの一〇基などが発見され、全五七基のうち約三分の一は支石墓であった。完全な形の支石墓のうち、ほぼ同様な構造と大きさをもつ九号と一一号の二基を完掘した。九号墓は約一トンの花崗岩の上石を四つの支石で支え、墓坑は長さ一八〇センチメートル、幅六五センチメートル、深さ六〇センチメートルの長方形で、やや横向きの膝を曲げた状態で人骨一体が発見された。この埋葬姿勢や土坑底の四方に棺台と思われる置き石がある例からみても、遺骸の埋葬には木棺が用いられていたと考えられる。約半数の墓を内部まで発掘したが、半数に小壺が副葬されていた。また、合計一四体の人骨が出土したが、乳幼児は甕棺に埋葬され、成人は木棺に埋葬されていたと推定される。人骨は、低顔・低身長という縄文人的な特徴を示し、縄文的な抜歯が共通して認められた。さらに二四号墓からは、木棺の裏込めと思われる四個の石に挟まれるようにして、左大腿骨に朝鮮系柳葉形磨製石鏃が刺さった熟年の男性人骨が発見された。

本遺跡は朝鮮系の墓制である支石墓を多く含む弥生文化初期の墓制をよく示し、埋葬人骨もよく保存された希有な遺跡である。本格的な農耕文化の受容・発信地であったこの地域の人骨が縄文人的特徴を強く残した人びとであったこと、弥生時代の初期から戦闘が行われていたらしいことを示すなど、九州地方北部における弥生時代初期の文化の成立過程や当時の社会状況を知るうえで極めて重要である。よって史跡に指定し保護を図るものである。



写真 2-33 新町支石墓群 24号墓 人骨出土状況

第3節 新町支石墓群周辺の環境

(1) 新町支石墓群付近の歴史的環境

新町支石墓群がある引津湾周辺には古い遺跡が集中する。

縄文時代の遺跡では、芥屋の天神山貝塚がある。主体は縄文時代後期だが、縄文時代前期の土器も出土している。同時代の遺跡としては、岐志元村貝塚（後期）、新町遺跡（後期）があり、新町遺跡の縄文貝塚からは埋葬人骨が検出されている。

弥生時代の遺跡は外来系遺物を含む遺跡が多くなる。新町支石墓群に隣接する御床松原遺跡は最も名を知られている遺跡のひとつで、ここから出土した貨泉は、弥生時代の実年代を推定するうえで貴重な資料である。また、発掘調査により多数の住居跡、漁撈具、楽浪系土器が出土し、弥生時代中期から古墳時代にかけて大陸交易に従事した集落として目をひく。

弥生時代の志摩地区は平野単位でまとまった集団があり、地形によってその経済基盤は農耕ではなく、深く入り込む内湾と玄界灘を利用した交易に求めていることが推測される。

また、この時期の遺跡は伊都国とも無関係ではなく、その形成過程や存続時期において伊都国の影響下にあったと考えられる。

律令期に入ると、砂鉄や森林に恵まれた志摩地区は大宰府の影響下に入り、鉄や塩等の一大生産拠点となる。製鉄に関連する遺跡としては、引津湾周辺で、八熊製鉄遺跡、千町田遺跡等が確認され、福岡市西区にも同時期の大規模な製鉄遺跡が点在する。逆に市内の他の地域からはこの時期の製鉄遺跡は確認されておらず、鉄生産が志摩地区特有のものであったことを物語る。御床周辺は一時期観世音寺の寺領となっており、現在も御床西林寺の木造阿弥陀如来坐像（平安時代）の前に巨大な床鉄が存在する。仏像の下に敷くものとして伝えられるが、これが古代の鉄生産と何らかの関わりがある可能性は否定できない。



写真 2-34 八熊製鉄遺跡全景

また、古代においては製塩も行われていたようである。『観世音寺資財帳』によると大宝3(703)年、志麻郡加夜郷に焼塩山が設置されており、その後、承和8(841)年の「塩釜例文」によると志麻郡司が観世音寺から製塩釜を借りて、製塩をおこなったことが読み取れる。このような記述から志摩地区は製塩地帯であったと考えられる。

万葉集にも引津で詠まれた歌が9首収録されている。「草枕 旅を苦しみ 恋ひ居れば 可也の山辺に さ雄鹿鳴くも」等、うち7首は遣新羅使が詠んだものである。引津亭の位置は確定できていないが、「梓弓 引津の辺なる なりのその花 摘むまでに 逢はざらめやも なりのその花」や前出の歌のように、引津湾あるいはそこから望む可也山を題材にしたものが多く、この内湾のいずれかにあったことは確かであろう。

中世以降、江戸時代までの遺構の確認は少ない。16世紀末から行われた干拓は嘉永年間まで続き、加布里湾の様相を一変させている。寺山の干拓に関しては、「嘉永五年寺山干拓潮止図」が残存しており、当時の様子を知ることができる。

新町支石墓群周辺は糸島市のみならず日本の歴史を語るうえで重要な位置を占めており、弥生文化の始まりという画期において、それを代表する遺跡ともいえる。

(2) 新町支石墓群の概要

新町支石墓群が最初に名を知られたのは大正時代で、九州大学医学部教授中山平次郎博士により学会に紹介されてからである。隣接して半両銭、貨泉の出土で有名な御床松原遺跡があり、ここもまた大正時代に中山が採取した貨泉により弥生時代に実年代を与えたことで有名である。

新町支石墓群に本格的な調査が入ったのは昭和 61 (1986) 年からで、現在の史跡用地内と周辺を含め合計 10 回の発掘調査が行われている。主な成果としては弥生時代早期から古墳時代前期までの墳墓群、縄文時代後期の貝塚、中世の土壇墓など、いずれも貴重な資料が出土している。

特に第 1 次、第 2 次調査では弥生時代早期、前期を主体とした支石墓を含む墓域が明らかにされ、加えて全国に類を見ない弥生時代早期人骨の出土が話題となった。

第 1 次調査は昭和 61 年度に個人住宅建築に伴って 2 箇所で行われ、57 基におよぶ弥生時代早期、前期前半の墳墓が確認されている。うち、上石が原位置を保つ支石墓 7 基、移動された上石 3 個、上石を失い支石のみ残ったものが 10 基ほど確認され、墳墓の 3 分の 1 以上が支石墓であったと考えられている。検出された 57 基の遺構のうち、主体部まで発掘したのは約半数で、残りは現状保存の措置をとっている。これらの墓からは合計 14 体の人骨が出土した。いずれも成人は木棺、乳幼児は甕棺に埋葬されていること、人骨は低顔、低身長で風習的抜歯痕が認められ、縄文人的特徴を持っていることなどが共通する。

このうち特筆すべきは 24 号墓で、弥生時代早期の副葬小壺を持つこの墓からは、成人男性の人骨が出土した。左大腿骨付け根に柳葉形磨製石鏃が突き刺さっており、被葬者は戦闘により死亡した可能性が高い。また、被葬者の足元には小さな土壇があり、中からは別個体の歯等が検出された。歯の様子から少年のものとみられ、別人の首を納めたと考えるのが妥当といえる。この時期の人骨出土例としては初で、しかも戦闘による死亡が確定できる例は皆無である。

第 2 次調査は昭和 62 (1987) 年度に前調査の成果である弥生時代早・前期の墓域の広がりを確認する目的で行われた。13 箇所の試掘調査の結果、弥生時代早期の墓域の範囲が判明し、この東側に弥生時代前期前半および後半の墓域が伸びていることがわかった。さらに弥生時代前期後半の墓域の東側には弥生時代中期の甕棺墓が存在し、御床松原遺跡南側の弥生時代中期後半の甕棺墓へとつながることが想定され、ここ引津湾沿岸における弥生時代早期から中期後半までの墓域の変遷がつかめることとなった。



写真 2-35 新町支石墓群第 1 次調査地点全景



図 2-17 新町支石墓群第 1 次調査第 1 地点墓域復図

第3次調査は平成元（1989）年度に個人住宅建設に伴って行われ、支石墓群の南側に調査区を設定し、古墳時代前期の箱式石棺墓群および甕棺墓群を検出している。遺構の検出高は弥生時代の墓域よりも1mほど低く、旧砂丘の裾に立地していることがわかった。

第4次調査は平成2（1990）年度に新町支石墓群の墓域に対応する生活跡の検出と御床松原遺跡の西限を確認する目的で現史跡用地の北東側約150mの畑地で行われた。3箇所の調査の結果、中世人骨が残存する土壇墓、縄文時代後期初頭の貝塚や土壇群などが確認された。

第5次調査は平成3（1991）年度に前調査で貝塚が確認された調査区を拡張し行われた。調査の結果、貝塚からは貝殻に混じり縄文土器や獣骨、鯨骨、糞石などが出土し、土壇墓からは両腕に貝輪を装着した女性人骨が出土した。



写真 2-36 新町支石墓群第3次調査の様子

第6次調査は平成4（1992）年度に弥生時代早期の墓群の広がりを確認する目的で行われた。第1次調査地点に接して1箇所と新町支石墓群と御床松原遺跡の接点や弥生時代早期の住居跡等を確認するために周囲3箇所の合計4箇所で調査が行われた。1次調査に接した調査区では、支石墓群と一連の墓群に含まれる58号墓が確認され、人骨が出土している。

「平成11（1999）年度新町遺跡史跡範囲内容確認調査」は新町支石墓群の国指定申請に伴い範囲確認を目的として第1次調査地点の西側で2箇所の調査が行われた。調査の結果、陶質土器片が出土したものの遺構は確認されなかった。なお、この調査だけ例外的に調査次数が振られていない。

第7次調査は平成17（2005）年度に史跡地の北側における水田遺構の有無についての確認を目的として3箇所の調査が行われた。調査の結果、遺構・遺物は確認されなかった。

第8次調査は平成19（2007）年度に圃場整備事業に伴い史跡地の北側で行われた。弥生時代中～後期の遺物包含層を確認したが、遺構は検出されていない。

第9次調査は平成20（2008）年度に県道バイパス工事に伴い、第4・5次調査区と御床松原遺跡第1次調査区に隣接して行われた。調査の結果、縄文時代中～晩期の土壇墓やピットなどの遺構、ヒスイ製垂玉や縄文土器などの遺物が出土した。また、弥生時代中期の甕棺墓、古墳時代の滑石製玉類なども出土している。

これまでの一連の調査により、縄文時代～中世までの地形は現在と異なり、起伏に富んでいたことがわかり、また、史跡地周辺の遺構の分布状況等も明らかとなってきた。

新町支石墓群をはじめ、玄界灘沿岸には稲作開始期の遺跡が点在し、これと支石墓の分布も重複する。そのため西北九州が本格的な農耕文化の受容地であり、列島各地に対する発信地でもあった可能性は高い。ただ大方の予想に反して、新町支石墓群から出土した人骨は、この新文化の担い手が当初想定された渡来人的特徴を持たず、縄文人的特徴を色濃く残していたため、弥生文化開始期の人々の問題に一石を投じることとなった。また、稲作を始めてからそう時間が経っていないころに、既に戦闘行為があったことが24号墓の例で判明した。

この新町支石墓群は砂丘上の遺跡ということで、甕棺や供献土器等の遺物の保存状態が非常によいことも特徴として挙げられる。



図 2-18 新町・御床松原遺跡周辺の遺構分布図(1/2000) ※ローマ数字は調査回数

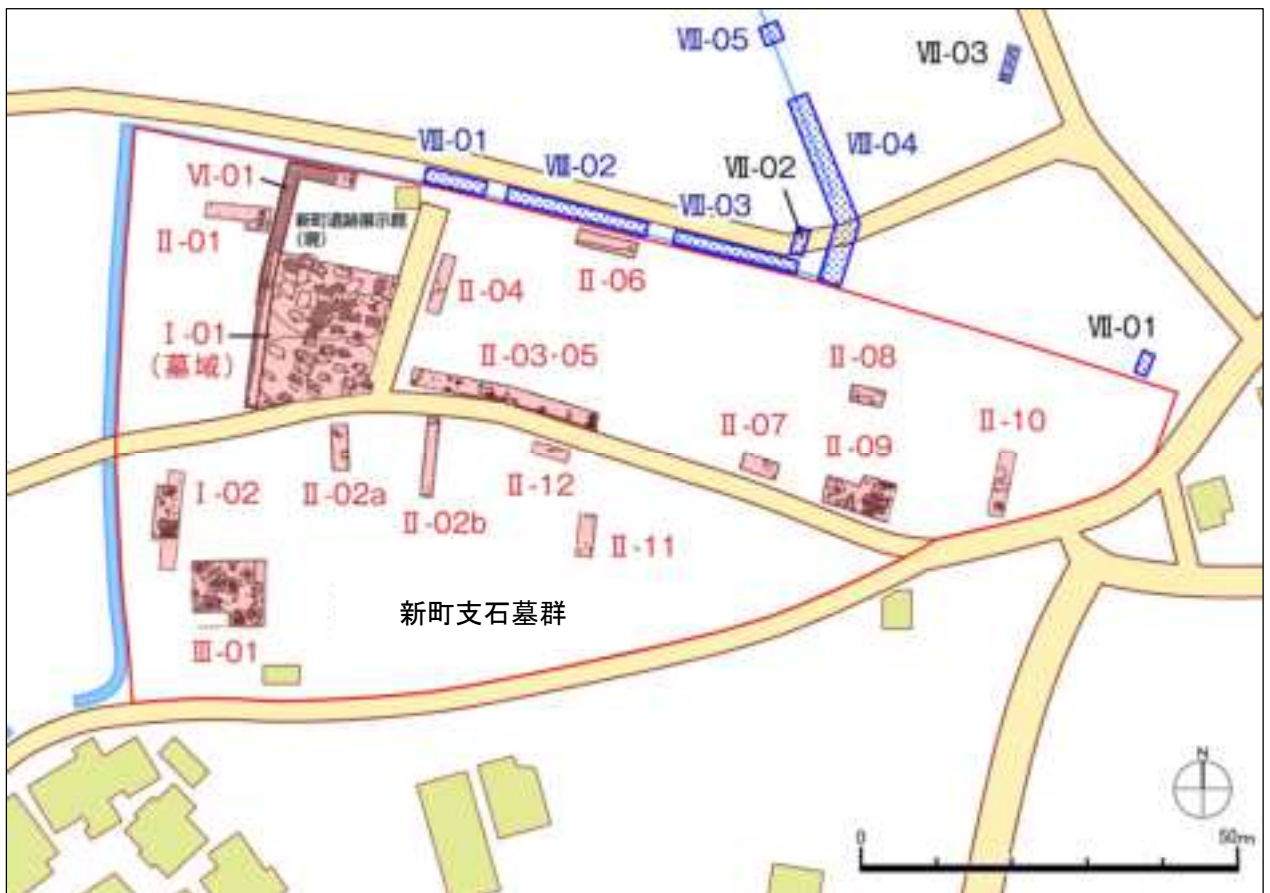


図 2-19 新町支石墓群の拡大図(1/1000) ※ローマ数字は調査回数

(3) 玄界灘沿岸の支石墓

支石墓が稲作文化とともに朝鮮半島から伝来したことは動かしようのない事実であり、それはごく限られた時期に西北九州のみに分布する。糸島半島沿岸に新町支石墓群を含む支石墓の分布をはじめ、佐賀県の唐津地域、脊振山系の南麓および長崎県の平戸・松浦周辺と島原半島に点々と弥生時代早期から前期前半までの支石墓が存在する。佐賀県葉山尻支石墓群(唐津地域)や久保泉丸山遺跡(脊振山系南麓)、長崎県原山支石墓群(島原半島)等によく知られている。これらの遺跡の分布は、縄文時代後・晩期の甕棺埋葬あるいは火葬墓の手法を使用する地域との重複も指摘されていて、縄文時代の伝統を踏襲した新墓制の導入の様子がうかがえる。

ところが、稲作が急速に列島内に拡大することと反して、支石墓の範囲は上記より広がる様子はいっさいに見せない。以降、大形甕棺、木棺墓が成立・普及すると同時に支石墓は途絶えてしまう。支石墓は稲作受容期の、西北九州人のみに受け入れられるが、他地域はそれをよしとしなかったようである。この背景には縄文時代より朝鮮半島との交流を持続していた西北九州人に、支石墓を採用するにあたって違和感を感じなかっただけの土壌が既に出来上がっていたことがあるものと思われる。

さて、糸島半島の支石墓を詳しく見てみると、時期、地下構造等、未確認のものも含めると、14箇所、86基にのぼる。新町支石墓群をはじめ、曲り田遺跡、石崎矢風遺跡、長野宮ノ前遺跡、三雲加賀石支石墓、志登支石墓群、井田用会支石墓(糸島市)、小田支石墓(福岡市)などがある。長野宮ノ前遺跡の12号墓からは、遺体の胸部と思われる箇所から磨製石鏃が出土し、新町支石墓群24号墓の1号人骨同様、体内に撃ち込まれたものと見られている。曲り田遺跡の支石墓には、小壺が供献されており、弥生時代早期の墓制として新町支石墓群との共通点を見いだせる。また、石崎矢風遺跡の支石墓からは、木棺が検出されており、埋葬棺としての木棺の存在が明らかとなった。

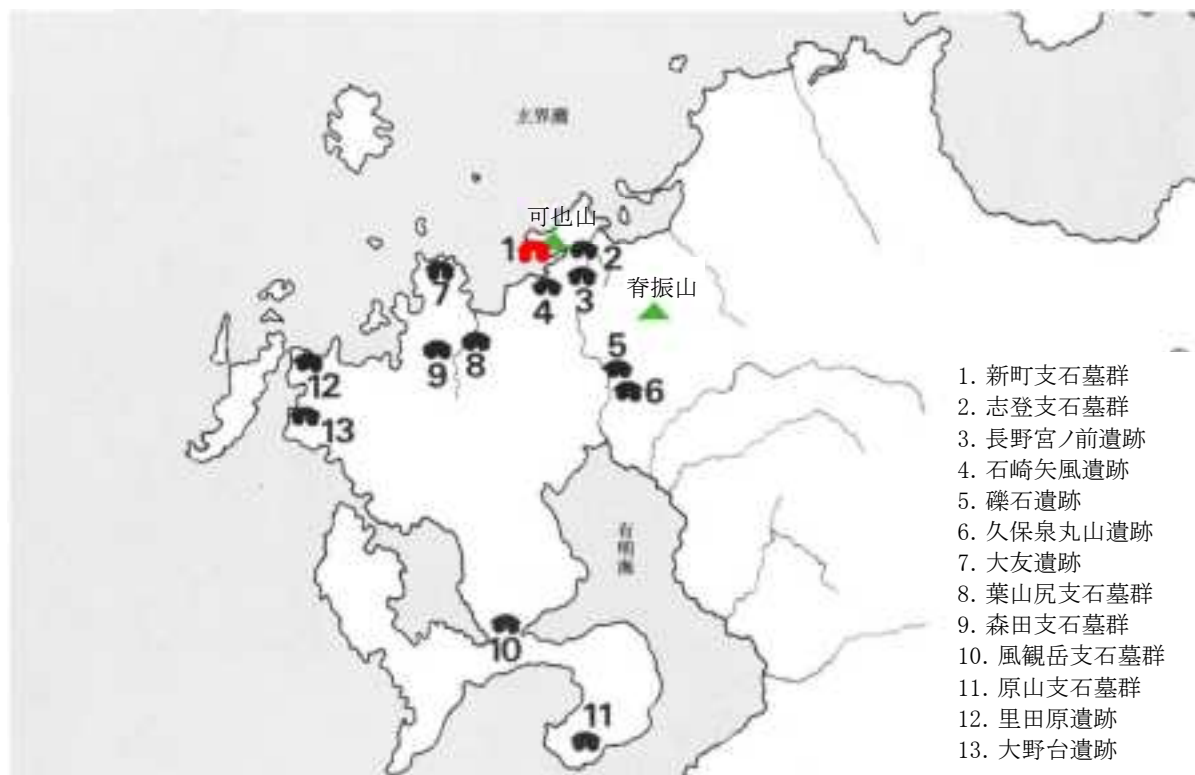


図 2-20 西北九州の主な支石墓の分布図

第3章 史跡の価値

第1節 史跡の価値

新町支石墓群は、発掘調査によって弥生時代早期の支石墓をはじめ、弥生前期から中期の甕棺墓、古墳時代前期の箱式石棺墓が確認されている。いずれも砂丘上に作られた遺構で、個々の遺構や出土遺物、そして人骨が良好な状態で残されている。弥生時代早期の人骨がまとまって出土するのはこの遺跡が最初の例であり、死因が戦闘によるものとわかる人骨が含まれているのは、新町支石墓群だけである。また、周辺に大規模な開発が入っておらず、可也山を望む田園景観は往時の原風景を想起させる。

以下に、新町支石墓群の重要性、貴重性を挙げる。同時にこれらは遺跡を保存活用していく上でのポイントとなる。

① 支石墓の伝播、形成時期を明らかにした史跡

支石墓は、通称「ドルメン」とも呼ばれ、大きな上石を数個の石（支石）でテーブル状に支える形態をなした墓である。我が国の支石墓は、「基盤形」というタイプで、朝鮮半島南部にその直接の起源が求められ、西北九州の稲作開始期の遺跡だけに分布が限られる。新町支石墓群では第1次調査にて、57基におよぶ墳墓及び副葬品や遺物が確認されており、特に副葬品や遺物の出土により弥生時代早期、前期前半の墳墓であることが明確になった。うち、上石が原位置を保つ支石墓7基、移動された上石3個、上石を失い支石のみ残ったもの10基ほど確認されていて、検出された墳墓の3分の1以上が支石墓であったと考えられる。

② 埋葬された人々と文化が分かる史跡

縄文～弥生時代移行期の人骨資料は、全国的にも類例が極めて少ない。新町支石墓群に埋葬された人々の人骨は、低顔・低身長で風習的抜歯痕があり、諸特徴は縄文人に共通する要素が強いことがわかる。このことから、それまで考えられていた「弥生文化＝渡来人の文化」というイメージが覆され、弥生文化は、渡来系の先進文化と縄文時代の在地的要素の融合によって成立した、という新たな見方がなされるようになった。

また、24号墓の埋葬人骨（熟年男性）には左大腿骨に柳葉形磨製石鏃が刺さった状態で出土しており、戦闘による犠牲者を埋葬したと考えられている。戦闘による死者としては我が国最古級であるとともに弥生時代には人を殺傷する道具が渡来したこともわかる。加えて、この熟年男性人骨の下半身の下には小さな穴が掘られており、中から少年または若年の人物のものと考えられる2本の歯が出土した。穴の大きさから、頭部のみを入れたと推定される。殺された熟年男性の報復として、敵対集落の若者を殺害し、首級を熟年男性の足下に埋めることで弔いとしたとする説がある。いずれにせよ、当時の戦闘の激しさを物語る資料といえる。

③ 可也山を意識した支石墓の配置が分かる史跡

新町支石墓群の、支石墓を含む弥生時代早期～前期の墳墓の多くは、その主体部の主軸を東西方向に向いている。新町支石墓群の位置から可也山の山頂は、磁北を基準としてN-90°-E、南側の山裾はN-115°-Eを示すので、約70%以上の墳墓の主軸が可也山方向を示していることになる。また、支石墓に供献される副葬小壺が可也山側に置かれている、という調査所見から、現在の地域のランドマークである可也山は、当時の人々にとって同様の意識を生じさせていたものだろう。

第2節 史跡新町支石墓群を構成する要素

本史跡は、次のような諸要素で構成されている。



図 3-1 新町支石墓群を構成する要素

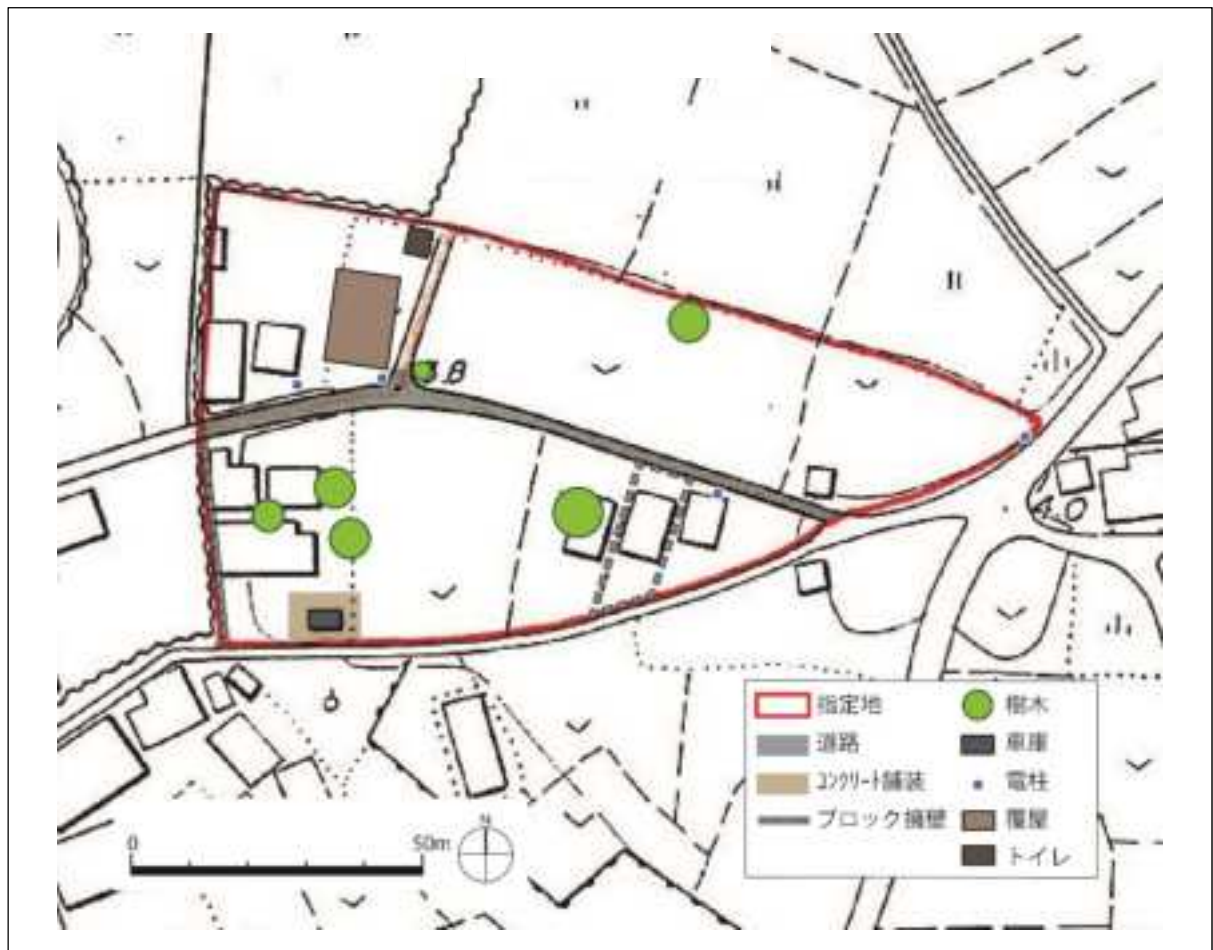


図 3-2 構成要素図

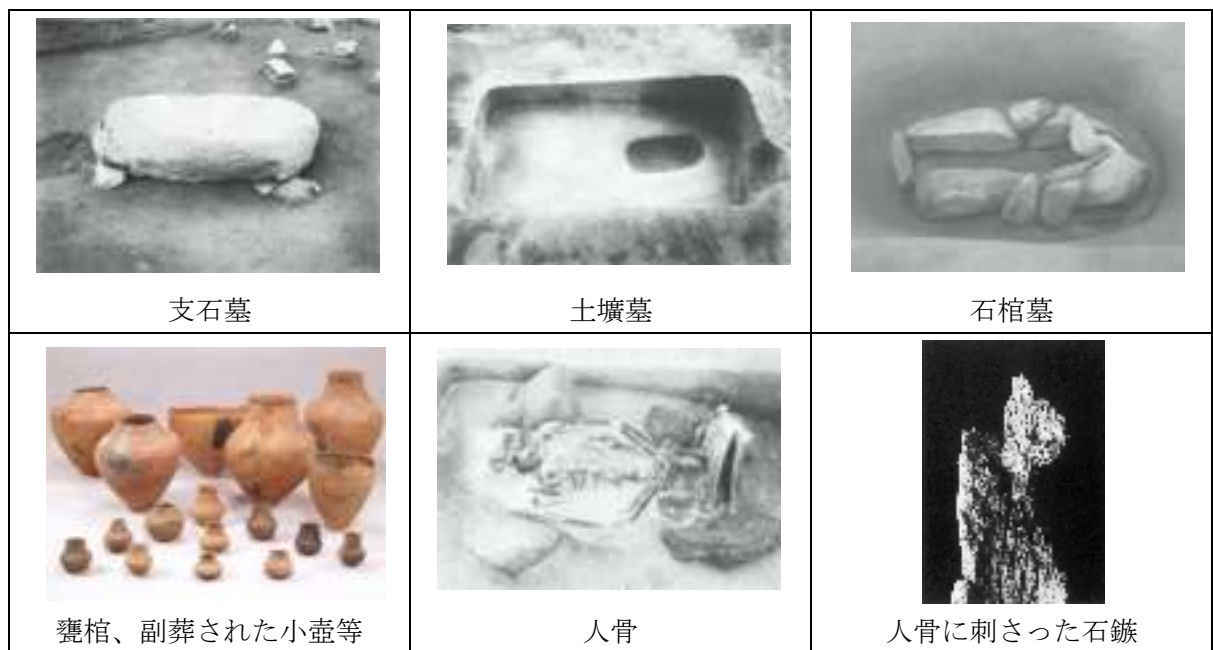


写真 3-1 A 価値を構成する要素



写真 3-2 B 史跡の保存活用に資する要素



写真 3-3 C 史跡の保存活用上調整が必要な要素

第4章 現状・課題

第1節 保存・管理

(1) 調査研究

- ・史跡地周辺を含め、遺構の全容解明に向けた継続的な調査研究を遂行していく方針及び体制が確立されていない。

(2) 維持管理

- ・新町遺跡展示館は無人であるため、防犯上の問題がある。
- ・近年の集中豪雨や地震等の自然災害に対する史跡の保護や、人命の安全確保等に万全を期すことが求められる。
- ・イノシシの侵入や掘り返しの被害等が確認されている。
- ・巡回や清掃、除草や樹木剪定等の日常的な維持管理に関するルールが明文化されていない。
- ・支石墓群は現地で埋め戻し保存を行っているが、遺構面が浅い。そのため、発掘調査などの際に、地下の遺構や遺物、人骨等に影響を与える危険性がある。
- ・史跡地には柵等を設けておらず、管理に必要な標識や説明板等も設置していない。
- ・境界標を設置していない。そのため、指定地の範囲を明示することができていない。

(3) 景観保全

- ・史跡地周辺の自然環境、景観を保全する手段や体制が十分ではない。

(4) 公有地化

- ・史跡指定地の大半（約99%）を公有地化しているが、一部私有地がある。

(5) 現状変更の取扱い方針

- ・現状変更等の取扱いに関する基準がない。

第2節 活用

(1) 情報発信、周知

- ・新町支石墓群の周知について、市のホームページでの紹介やパンフレットの作成は行っているが、十分とは言えない。
- ・来訪者に対するガイドボランティア等の「人的なガイドの不足」と、案内板や解説板等の「サインの不足」がある。
- ・新町支石墓群の概要をまとめたパンフレットの多言語化が図られていない。

(2) 教育

- ・学習の教材『いとしま学』について、紙面を割いて新町支石墓群の解説が行われているが、学校教育や生涯学習への活用の具体的な手法が確立されていない。

(3) 日常活動

- ・地域住民が日常的に立ち寄りくつろげるような空間整備が行われていない。

(4) 観光・イベント

- ・新町支石墓群への理解を広げるためのイベント等が十分に行われていない。
- ・観光客を呼び込む方策がない。
- ・県道から遺跡に誘導するサインが目立たず、観光客が立ち寄ることなく通りすぎられてしまい、周知につながらない。
- ・新町遺跡展示館の外観は、何の建物か分からない。
- ・近隣の多様な資源との連携による地域一体となった取り組みが十分に行われていない。

(5) 周辺施設や市内の他の史跡・文化財などとの連携

- ・周辺の観光地や施設との連携が図られていない。
- ・新町支石墓群は糸島半島の西端にあり、他の史跡・文化財や博物館等と距離が離れているため、連携がとりにくい。

(6) 交流

- ・支石墓を有する他の自治体等との交流が行われてない。

第3節 整備

(1) 造成

- ・史跡整備事業に関する整備・活用計画を策定していない。
- ・住宅跡地のブロック擁壁等の撤去がなされてない。
- ・遺跡が平面的で、内容が分かりにくい。

(2) 動線

- ・指定地を道路が横切っている。そのため、敷地の一体的な活用ができない。

(3) 案内

- ・復元展示は破損しているものがあり、補修・メンテナンスが計画的に行われていない。
- ・新町遺跡展示館の内装や展示物は古くなっていたり、更新が必要なものがあつたりするが、リニューアルが行われていない。
- ・案内板や解説板は展示館にのみ設置しており、ガイダンスが少ない。
- ・史跡地への誘導サイン等が整備されていない。

(4) 休憩

- ・休憩施設は整備されていない。

(5) 修景

- ・覆屋内部の盛土上に復元展示を行ったが、その他は未整備である。
- ・訪れた人が、弥生時代の景観を想像できるような整備がなされていない。
- ・現地から海が見えないため、海とのつながりを意識できない。

(6) 便益施設・バリアフリー

- ・トイレが設置されているが、景観への配慮が十分ではなく、バリアフリーにも対応してない。
- ・駐車場が整備されておらず、指定地内に駐車している。

第4節 運営・体制の整備

- ・産業振興部（商工観光課等）や建設都市部（建設課や都市計画課等）等、関係する市の様々な部局間の相互連携が十分ではない。
- ・地元行政区や学校、観光団体及び専門家等の多様な関係者との連携体制を明文化していない。
- ・維持管理については市が委託し、地元行政区が草刈りを年に2、3回行っているが、今後担い手不足が懸念される。

第5章 大綱・基本方針

第1節 大綱

新町支石墓群は弥生時代早期の支石墓を中心とした墳墓群である。遺跡の保存状態は良好で、考古学ならびに形質人類学的にも学術的価値が高いといえる。特に24号墓から出土した人骨には大陸系の武器である柳葉形磨製石鏃が突き刺さっており、稲作の開始に伴う土地争い・水争いを原因とした日本最古の戦死者の墓と考えられている。また、9号墓から出土した人骨は縄文系の特徴をもつ成人男性であり、支石墓＝渡来人の墓という通説を覆し、墓群を造営した集団の出自を考察する上で貴重な資料となった。

この支石墓群の周辺には今もなお、弥生時代を彷彿とさせる風景が広がる。前面には大陸へとつながる玄界灘が、背後には糸島市のランドマークでもある可也山がそびえている。支石墓群をこの景観の中で将来にわたって保存し伝えることが必要である。

加えて、次世代を担う子ども達や市民の学びの場とし、郷土愛を醸成する「いとしま学」実践の場として活かす。また、市民の交流の場や糸島市の観光資源としてまちづくりに活かすために、整備を進める。支石墓群の保存活用を推進するために運営方法を検討し、体制等を整える必要がある。

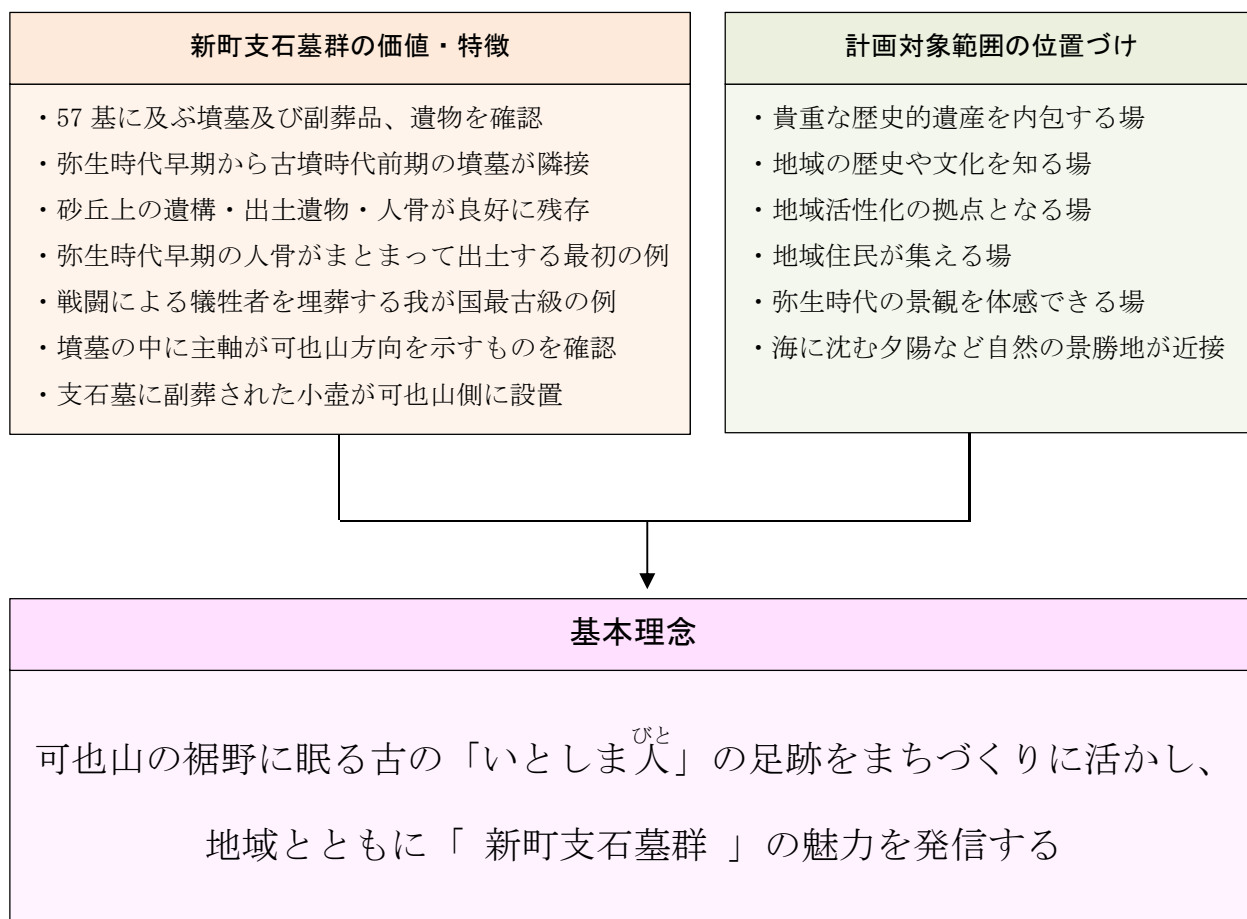


図 5-1 基本理念

第2節 基本方針

新町支石墓群保存活用の基本理念『可也山の裾野に眠る古の「いとしま人^{ひと}」の足跡をまちづくりに活かし、地域とともに「新町支石墓群」の魅力を発信する』を実践するために、価値や現状・課題などを踏まえ以下の基本方針を定める。

【保存・管理の基本方針】

「弥生時代から継承されてきた遺跡、景観を守る」

弥生時代から現在に至るまで継承されてきた新町支石墓群と周辺の風景を守るため、適切な保存方法を講じ、地域と連携し適切な管理を行うことで恒久的に守り続ける。

【活用の基本方針】

「遺跡の価値を見だし、地域の誇り、愛着を醸成し、遺跡を日常の暮らしや地域の活性化に活かす」

新町支石墓群の価値を見だし、市民や地域住民をはじめ遺跡に関わるすべての人々にわかりやすく伝えることで、地域の誇りと愛着を醸成する「いとしま学」実践の場とする。これに加え、観光、地域振興や市民憩いの場等としても活かし、また、情報発信を積極的に行い、支石墓を有する他の自治体や地域との交流も図る。

【整備の基本方針】

「遺跡の保存を前提に、様々な活用に対応できる環境を整える」

上記の保存・管理、活用の方針を実践するため、地域住民に親しまれ、見学者も訪れやすい新町支石墓群の実現に向けた整備を目指す。支石墓群の価値を地域住民と共有するとともに、様々な活用を想定に入れる。

【運営・体制の基本方針】

「地域と一体となって遺跡を保存活用していく仕組み、人材を育てる」

これら保存・管理と活用の取り組みは行政のみでは限界があるため、地域と連携し一緒に考え、共に行動することで地域に根付いた仕組みをつくり、将来に継承していくための人材を育てる。

第6章 保存・管理

第1節 方向性

保存・管理の方向性として、以下の5項目掲げる。

- 継続的な調査・研究による価値の顕在化を図る。
- 史跡地の日常的な管理、緊急的な管理・修理等の維持管理の充実を図る。
- 史跡地内のみならず周辺景観と調和しながら景観保全を図る。
- 将来的な史跡地整備を視野に入れ、史跡の公有地化と追加指定に取り組む。
- 周辺の土地利用の変化等に配慮し、史跡地の現状変更の取扱い方針及び基準を策定する。

第2節 方法

(1) 調査・研究による価値の顕在化

1) 継続的な調査・研究の推進

指定地内の未調査範囲について調査を継続し、遺構の全容解明を目指す。また、史跡地内の樹木や車庫、電柱、コンクリート舗装、ブロック擁壁等の施設が遺構へ及ぼす影響について、調査を行う。

2) 歴史的意義に係る調査・研究の推進

なぜ志摩新町という地域が、支石墓の設置場所として選ばれたのか。大陸からの渡来のルートとの関係や、西北九州に分布する他の支石墓との共通点等について調査を行う。また、可也山と支石墓との関係性の解明を目指す。さらに、糸島市内の他の史跡との比較を通じて、新町支石墓群の価値を明確にする。



図 6-1 調査・研究 イメージ図

(2) 維持管理

1) 日常的な管理

① 定期的な諸要素の点検、見まわり

本史跡の維持管理や諸要素が史跡に与える影響の把握を目的とし、遺構の露出、雨水の流入、遺物の露出や盗掘等の有無を定期的に点検する。遺構の露出等を地域住民や来訪者等が確認した際は、市教育委員会に連絡する。

② 定期的な清掃、除草

史跡の保全を目的とし、史跡地内の定期的な清掃や除草等を行う。

現在、市は「文化財用地の管理」として、志摩新町行政区に年2回の草刈り、清掃等を委託しており、今後も継続して行うものとする。また、伊都国歴史博物館ボランティアの会が、学習会を兼ねて清掃活動を行うことがある。このような活動を推進し、文化財に対する保護意識の醸成を促す。



図 6-2 清掃活動 イメージ図

③保存施設による管理（標識、案内板、覆屋等）

史跡の保全を目的とし、標識、案内板、覆屋等による管理を行う。

標識や案内板等により、本史跡の価値を伝え、文化財に対する保護意識の醸成を促す。

また、「新町遺跡展示館」の管理については、志摩新町行政区に委託している。施設の管理として、展示館の施錠・開錠、展示館内外の巡回、管理日誌の記載（毎月末に提出）を行っている。

2) 緊急的な管理・修理

自然災害や鳥獣被害、人為的原因によるもの等、さまざまな災害が想定される。災害の発生を確認した場合は、人命の安全を第一としつつも、貴重な史跡の保護にも十分配慮して、緊急的・応急的な措置を講ずることとする。



①自然災害（集中豪雨、地震、倒木等）

図 6-3 緊急的な修理 イメージ図

引津校区ハザードマップによると、本史跡地は洪水浸水想定区域に入っていない。しかし、近年の異常気象等を考慮し、自然災害に対する史跡の保護、人命の安全確保等を万全に図るものとする。

自然災害（集中豪雨、地震、倒木等）の後に状況確認を行い、地形改変や遺構の毀損等を確認した場合は、被害状況を市教育委員会から福岡県教育委員会を通じて文化庁に報告し、緊急的な対策方法や、復旧等の方法について協議する。

②鳥獣被害（イノシシ等による掘削）

鳥獣被害（イノシシ等による掘削）による土地の洗掘等により、遺構への影響が認められた場合は、被害状況を市教育委員会から福岡県教育委員会を通じて文化庁に報告し、緊急的な対策方法や、復旧等の方法について協議する。

③人為的被害（盗掘、盗品、落書き等）

地域住民等と連携し、人為的被害（盗掘、盗品、落書き等）の発生を防止する対策を講じる。人為的被害が発生した場合は、被害状況を市教育委員会から福岡県教育委員会を通じて文化庁に報告し、緊急的な対策方法や、復旧等の方法について協議する。

(3) 景観保全

1) 史跡景観の保全

本史跡は自然豊かな田園景観の中に存在し、歴史的・地理的な条件が整った立地であると考えられる。史跡地内の電柱等は景観に配慮し、移設等を検討する。また、車庫及びコンクリート舗装等は、公有化後、遺構及び史跡景観に配慮し、適切な方法で撤去する。

2) 指定地周辺の景観

地域住民や来訪者等と可也山を望む景観の重要性を共有し、現在まで継承されてきた景観保全の方法を検討する。

(4) 史跡の公有地化と追加指定

1) 指定地の公有地化

史跡指定地のうち約99%は公有化が完了しているが、一部私有地がある。本史跡の価値を次世代へと確実に保存継承するためには、史跡指定地の全域を公有地化することが望ましい。そのため、所有者の意思を尊重しながら公有地化をめざす。

2) 追加指定

今後の発掘調査等により、指定地周辺に価値を有する要素が確認されるか、史跡の保存活用に資する要素が確認された場合は国と協議し、史跡の追加指定を検討する。

(5) 現状変更の取扱い方針及び基準

史跡指定地内においては、文化財保護法第125条の規定による現状変更の制限が生じるため、それに基づく方針及び基準について記述する。

文化財保護法（抄）

第125条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

1) 現状変更の取扱い方針

①現状変更の許可申請を必要とする範囲

本史跡において、主に以下の行為が対象として想定され、これらの行為を計画した際は、市教育委員会を通じて、福岡県教育委員会と協議の上、許可申請を行う必要がある。

- a) 発掘調査
- b) 建築物の新築、増築・改築、解体・撤去
- c) 工作物及び土木構造物の新設・増設、改修、撤去
- d) 樹木の植樹、抜根を伴う伐採
- e) 造成による地形改変（切土、盛土）
- f) 地下埋設物の新設・撤去

②現状変更の許可申請を必要としない行為

以下の行為については、文化財保護法第125条第1項ただし書きにある「維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置」に該当するため、市教育委員会と協議の結果、許可申請を必要としない。

維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置	○史跡がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響をおよぼすことなく当該史跡をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。 ○史跡がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。 ○史跡の一部がき損し、又は衰亡し、且つ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。 ○大地震、台風などの非常災害や人命・財産保護のため緊急安全対策が必要な場合に対する応急措置。
------------------------	---

維持管理等の ために必要な 行為	○危険木の伐採、剪定、枝払い、下刈り、病虫害の防除措置等の維持管理行為。 ○既存施設の点検、清掃、修繕等の維持管理行為。 ○草花の花植え・植替え、撤去。 ○遺構表面の軽度のならし。
------------------------	---

③その他の行為

上記以外の行為が生じた場合、市教育委員会と協議を随時行う。

2) 現状変更の取扱い基準

①基本方針

取扱い方針及び取扱い基準は、指定地内において「その現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき」に、文化庁長官宛てに出される許可申請について、審査・許可の判断基準となるものである。

現状変更の取扱い方針の基本的な事項として以下のように設定する。

史跡の保全管理・整備活用に必要な行為のみ認めるが、史跡の価値を損なう恐れのある行為については認めない。

②対象行為

現状変更の取扱い基準を下表に記載する。

表 6-1 現状変更等の取扱い基準一覧

対象行為	内容	取扱い基準
a) 発掘調査		遺構及び史跡景観に影響を与えない範囲で <u>認める</u> 。なお、遺構の保存に最大限配慮する。
b) 建築物	新築・増築	<u>原則認めない</u> 。ただし、史跡の保存活用を目的に行うものについては遺構及び史跡景観に影響を与えない範囲で <u>認める</u> 。
	改築	
	解体・撤去	
	色彩の変更	周辺環境に配慮し、文化財としての価値及び景観の保存に大きく影響を及ぼさない範囲で <u>認める</u> 。
c) 工作物及び 土木構造物	新設・増設	<u>原則認めない</u> 。ただし、史跡の保存活用を目的に行うものについては遺構及び史跡景観に影響を与えない範囲で <u>認める</u> 。
	改修	
	撤去	
	仮設	<u>原則認めない</u> 。ただし、イベント等の期間限定の仮設であれば、遺構及び史跡景観に影響を与えない範囲で <u>認める</u> 。
d) 樹木	植樹	<u>原則認めない</u> 。ただし、史跡の保存活用を目的に行うものについては遺構及び史跡景観に影響を与えない範囲で <u>認める</u> 。
	伐採	
	撤去	
e) 造成による 地形改変	切土	<u>原則認めない</u> 。ただし、史跡の保存活用を目的に行うものについては遺構及び史跡景観に影響を与えない範囲で <u>認める</u> 。
	盛土	
f) 地下埋設物	新設	<u>原則認めない</u> 。ただし、史跡の保存活用を目的に行うものについては遺構及び史跡景観に影響を与えない範囲で <u>認める</u> 。
	撤去	

第7章 活用

第1節 方向性

活用の方向性として、以下の6項目を掲げ、それぞれの計画をもって実現を図る。

- 新町支石墓群の価値をわかりやすく伝えるため、情報発信や周知に取り組み、地域への誇り、愛着を醸成する。
- 学校教育、生涯学習の場として活用し、史跡への理解を深め、次代を担う子どもたちへの関心を深める。
- 地域住民の日常的な利用、地域の祭り等と連携して活用する。
- 地域の資産として、観光や地域振興に活用する。
- 周辺施設や市内の他の史跡・文化財などとの連携を図る。
- 支石墓関連地域との交流を図る。

第2節 方法

(1) 情報発信、周知

- 1) 史跡の価値に加え、史跡と地域とをつなぐストーリーをわかりやすく伝える。
- 2) 子どもたちにも理解できるように、平易な言葉、写真やイラストを用いて、案内板や解説板等の表示を行う。
- 3) ガイドボランティア等を活用し、史跡にまつわるエピソードも交えながら、歴史を紐解き来訪者に語りかける。
- 4) AR・VRやドローン等による映像を活用し、史跡（地）の特徴を「可視化」することで、史跡への関心を高める。
- 5) ホームページの中に「新町支石墓群」のフォルダーを設け、調査情報等を発信していく。
ホームページや広報紙等を通じて、継続的に史跡情報を発信し続ける。



図 7-1 ガイドボランティア イメージ図



図 7-2 広報紙 イメージ図

- 6) 市の広報紙の中に、「コラム」を設け市内の史跡を紹介する中で、新町支石墓群についても紹介を行う。
- 7) 新町支石墓群のキャラクターやシンボルマークを市民から募り、様々な場面に活用していく。
- 8) SNSを通じて、調査情報を発信していく。
史跡地内に魅力ある情報を提示するとともに、写真スポット等を設定し、史跡の情報をSNSで発信する。
- 9) 講演会等を通じて、史跡の価値や魅力をわかりやすく伝える。



図 7-3 SNSでの情報発信 イメージ図



図 7-4 講演会 イメージ図

(2) 教育

- 1) 歴史教育の一環として、現地でのフィールドワークを通じて史跡に身体で触れる。
- 2) 支石墓のミニチュアづくり、アクセサリーづくりなどの体験を通じて、支石墓への理解と関心を深めていく。
- 3) 学校教育の中で、支石墓のことを高学年から低学年へと語り継ぐ取り組みを行う。
- 4) 支石墓にまつわる演劇を創作し、学校教育や生涯学習の中で広めていく。



図 7-5 野外学習 イメージ図



図 7-6 支石墓のミニチュアづくり イメージ図



図 7-7 高学年から低学年へ語り継ぐ イメージ図



図 7-8 子どもたちの演劇 イメージ図

(3) 日常活動

- 1) 日常的な散策や憩いの場として活用できるように、園路や休憩施設を整備する。
- 2) ウォーキングのルートとして活用し、日常活動の一部に取り入れる。

(4) 観光・イベント

- 1) 史跡+αとして、「草花」を人々の気持ちを引き付ける呼び水として、魅力的な修景に取り組む。
- 2) 地域の祭り等のイベント時に、参加者の交流の場等として活用し、支石墓に親しめる機会を設ける。
- 3) 新町をめぐるスタンプラリー(1時間コース等)の一つに設定し、コース周遊後は地元の産品を景品として提供する取り組みを行う。
- 4) カキ小屋から帰宅する来訪者が気軽に立ち寄れる場として、休憩、喫茶、地域特産物をお土産にできるような場を検討する。
- 5) 支石墓をめぐるツアーを企画し、史跡や自然環境等の魅力を体感、参加者と地元との交流を図る。



図 7-9 地域農作物販売 イメージ図



図 7-10 支石墓をめぐるツアー イメージ図

(5) 周辺施設や市内の他の史跡・文化財などとの連携

新町支石墓群により多くの見学者を呼び込むためには、周辺にある各種施設や市内の他の文化財などとの連携を図る必要があり、以下の取組みを行う。

- 1) 新町支石墓群周辺の海岸線と南にそびえる可也山は玄海国定公園に指定され、風光明媚な自然を有することから、ハイキング・登山・海水浴などで訪れる観光客への史跡情報を提供しながら連携を図る。
- 2) 新町支石墓群のすぐ近くの宿泊施設や飲食店と連携するとともに観光客が興味をもって訪れやすいような工夫を講ずる。
- 3) 新町支石墓群の南側には引津小学校と引津コミュニティセンターがあり、この両施設と連携し小学校とコミュニティセンターから支石墓群までのルートを活用し、支石墓群が海のすぐそばにあることを理解する手助けとする。
- 4) 小学校やコミュニティセンターでの出前講座などを開催し、遺跡の内容を一通りそれぞれの施設内で解説した後に児童や講座参加者を徒歩で支石墓群に誘導し、現地見学を実施する。
- 5) 市内の多くの文化財と展示施設である伊都国歴史博物館と志摩歴史資料館とをつなぐことで、新町支石墓群へ見学者を誘導しやすくなるとともに遺跡に関する理解も深める。
- 6) 市内の国史跡を核として他の文化財や博物館・資料館とを介し、周回させるルートを基本とし、見学者の滞在可能時間や興味をもつ分野・時代などによってアレンジする。

7) 新町支石墓群と以下の①～⑨を巡る見学ルートづくりに取り組む。

- ①カキ小屋・岐志漁港・姫島渡船
- ②宿泊施設・飲食店
- ③小学校・コミュニティセンター
- ④伊都国歴史博物館・志摩歴史資料館
- ⑤他の史跡・文化財
- ⑥可也山・玄海国定公園
- ⑦天満神社・祭り
- ⑧浜辺からの夕陽
- ⑨沿道修景（コスモスロード、ポピーロード等）



図 7-11 公民館等での委員会 イメージ図

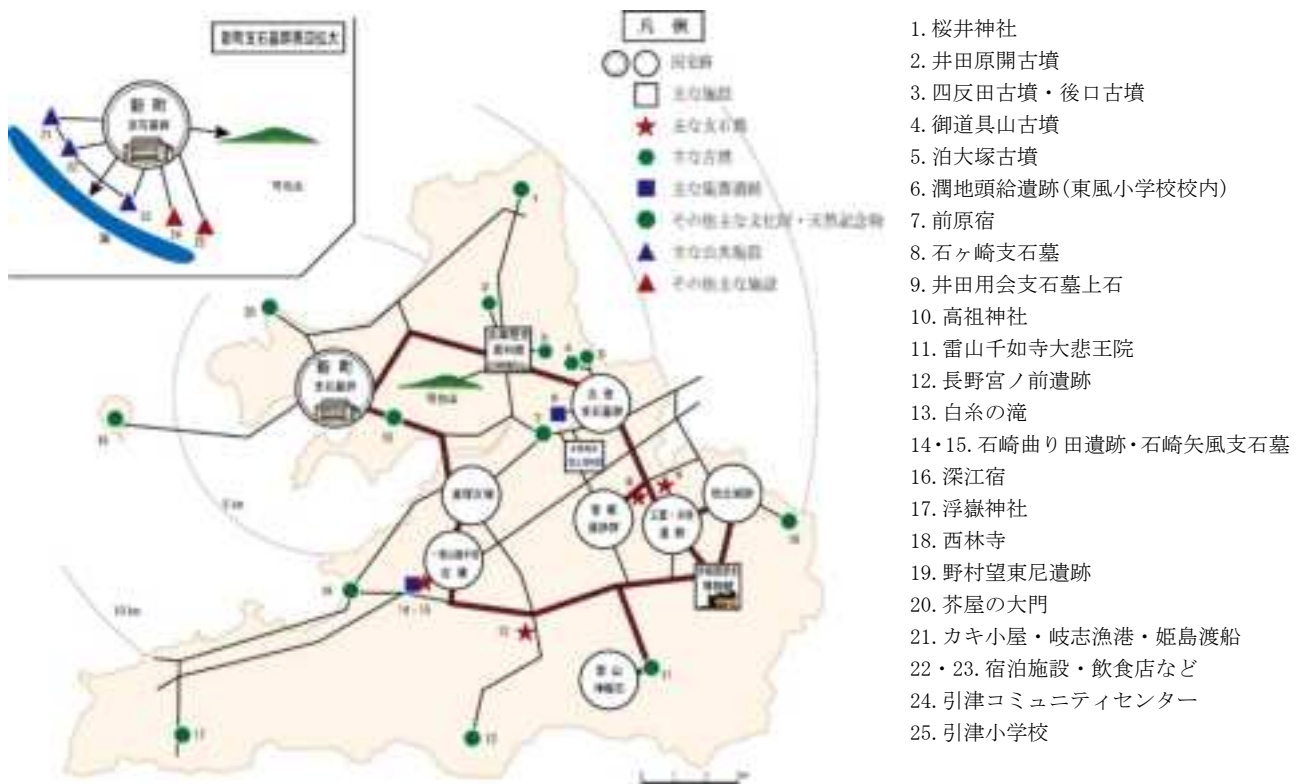


図 7-12 国史跡を核とした主な文化財・施設等をつなぐネットワーク図

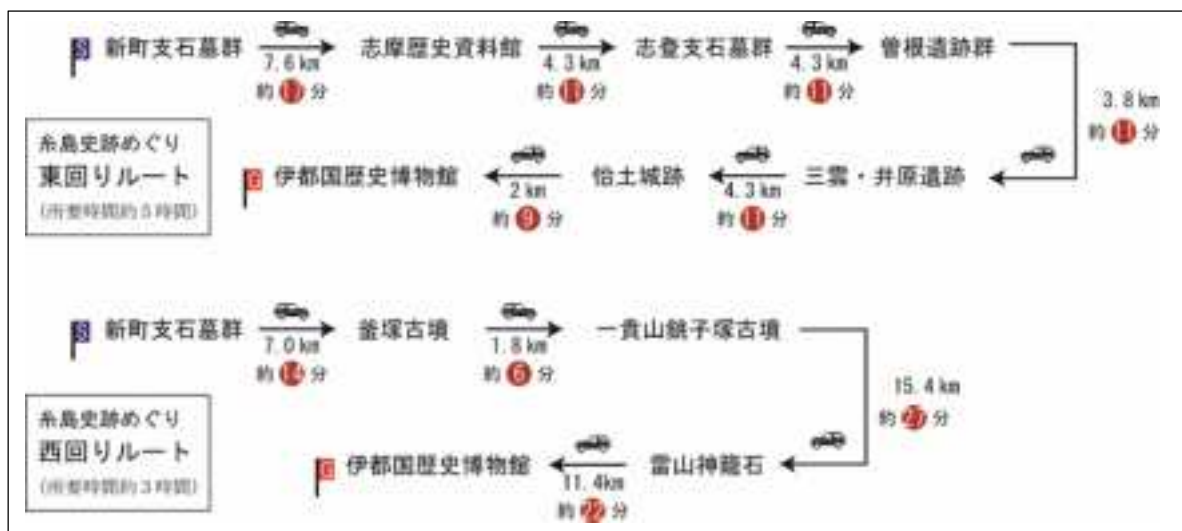


図 7-13 糸島史跡めぐり基本ルート

(6) 交流

1) 関連地域との交流を図る。

支石墓はごく限られた時期に西北九州のみに分布した墓で、新町支石墓群を含め13箇所に分布しているが、その立地環境、支石墓の形態、保存・活用の状況も異なる。そこで、これらの支石墓を有する地域との交流を図り、調査・研究及び今後の保存・活用のあり方について行政間での情報共有、人材交流を図っていく。

2) 支石墓関連地域の物産、祭りの紹介を通じて相互交流を促進する。

支石墓を有する地域との物産交流、祭り等の文化交流を通じて、お互いのまちへの親しみを深め、新町の魅力に気づくことが期待される。人と人との交流を通じて、支石墓への関心を広げ、地域で保存・活用に取り組める素地を作っていく。



図 7-14 支石墓関連地域分布図

第8章 整備

第1節 方向性

新町支石墓群は西北九州で弥生文化が成立したことを示す遺跡であることを一般の来場者に分かりやすく伝える。そのために「新町弥生人の顔つき」、「近現代人の顔つき」を比較するなどの手法をふんだんに取り入れ、「顔」の見える整備をテーマとし、以下の項目を整備の方向性とする。

- 史跡の保護と活用とのバランスを取りながら段階的に盛土造成を行う。
- 地域住民の日常生活、来訪者の史跡地の探訪、バリアフリー等を配慮した動線とする。
- 広域誘導、史跡地周辺での誘導、史跡地内での案内、解説サイン等の案内施設を整備する。
- 史跡の総合的な案内、体験等を行う拠点施設(ガイドンス施設)を充実する。
- 地域住民や来訪者の憩いの場となる休憩施設を整備する。
- 史跡公園として、また弥生時代を彷彿とさせる周辺景観と調和するように植栽等を整備する。
- 来訪者の利便性を高める便益施設について、史跡地とリンクした形で整備を行う。

第2節 方法

(1) 造成

- 1) 踏圧による毀損を防止するとともに、管理がしやすいように適切な盛土造成を行う。
- 2) 史跡保存と公園(広場)利用の両面を考慮し、史跡地での散策や休息などくつろげる場を形成するために、来訪者の動線、排水等に配慮した造成(盛土)を行う。
- 3) 住宅跡の基礎及びブロック擁壁等の撤去を行う。

(2) 動線

- 1) 敷地中央部の道路は、地域住民の生活の利便性に配慮するとともに、指定地内で安全で一体的な活用が図れるよう検討する。
- 2) 史跡地内の園路は、バリアフリー対応の仕様(勾配・幅員・回転幅等)に準拠した整備内容とする。
- 3) 管理用車両通行の園路は、技術基準に準拠した幅員、断面構造とし、色彩は史跡地にふさわしい土系色を基本とする。

(3) 案内

- 1) 新町支石墓群まで誘導するサインシステムの確立

① 広域誘導サイン

来訪者が安心して目的地(新町支石墓群)へ向かうことができるように、関係機関等と協議し、幹線道路の分岐点に誘導サインの設置を進めていく。

② 誘導サイン

目的地に近接する幹線道路から安心して入れるように、関係機関等と協議し、入口部に誘導サインの設置を進めていく。



図 8-1 広域誘導・誘導サイン イメージ図

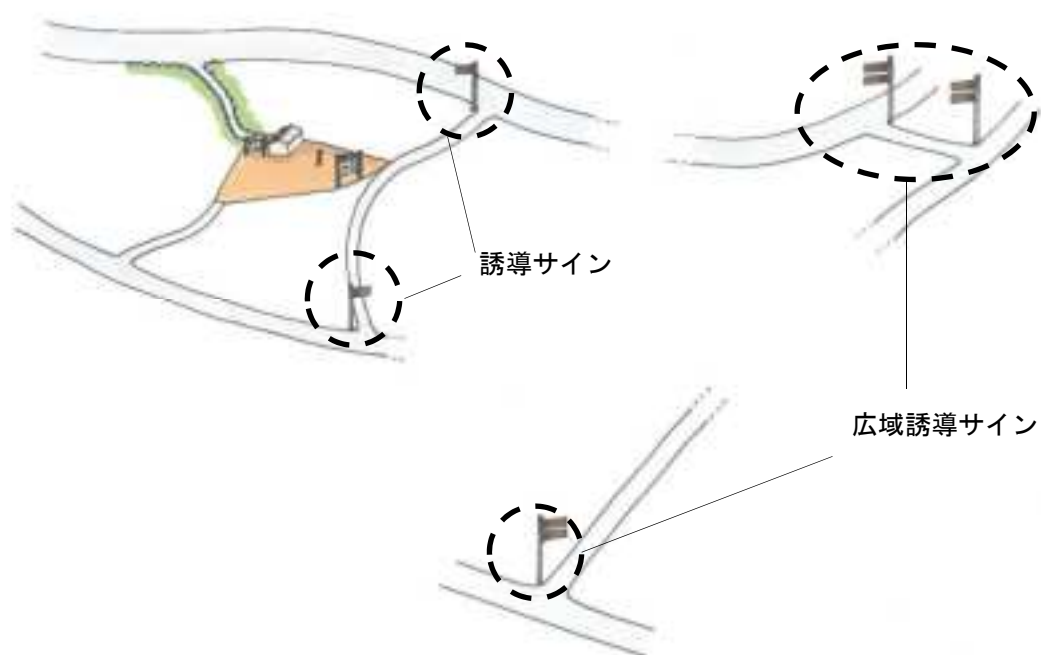


図 8-2 広域誘導サイン イメージ図

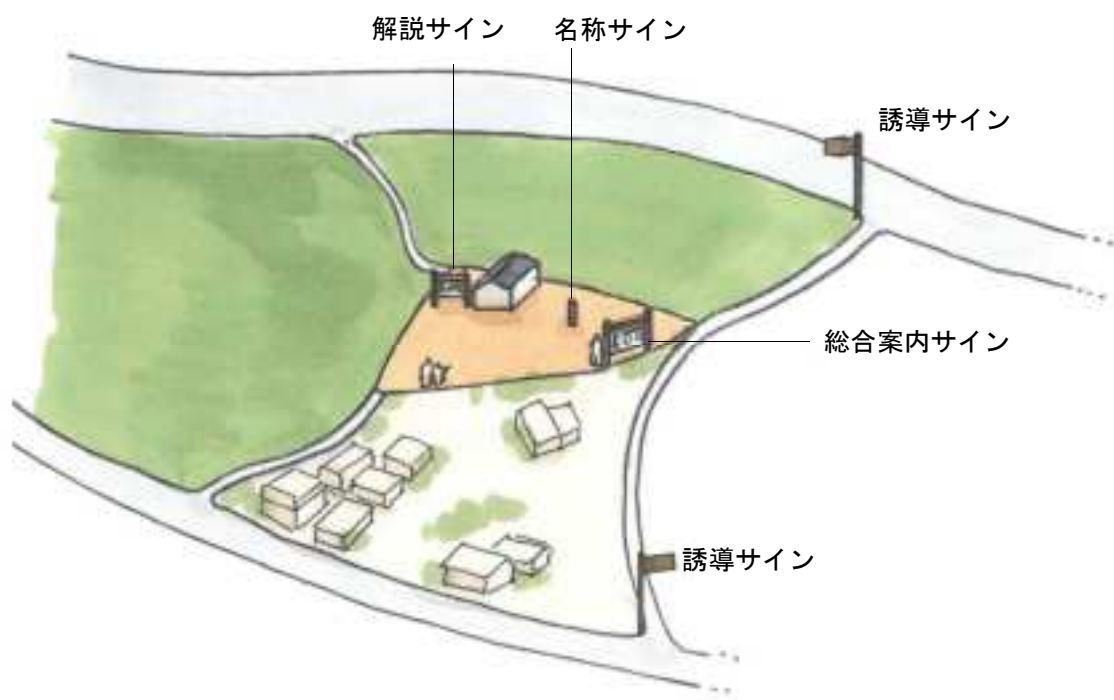


図 8-3 史跡地案内サイン イメージ図

2) 史跡の価値や特徴を伝える解説手法の導入

①総合案内サイン

糸島市における文化財の概要及び新町支石墓群の位置づけ・特徴を紹介するために、糸島市全体図、新町支石墓群周辺の地域図を掲載し、糸島市の観光案内及び史跡周辺の案内を行う総合案内サインを史跡入口部に設置する。

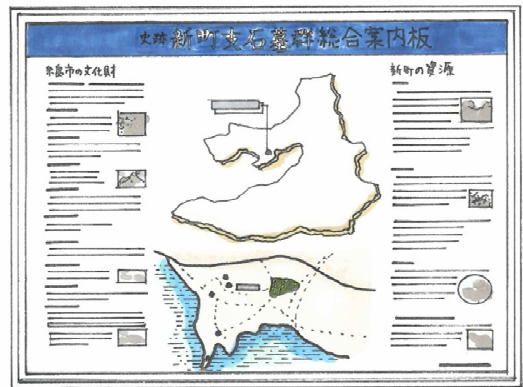


図 8-4 総合案内サイン イメージ図

②解説サイン

新町支石墓群の価値、概要及び周辺地域の歴史的環境等について、地図や写真等を取り入れて、来訪者にわかりやすく説明した解説サインを史跡地内に設置する。

表示方法としては、外国人旅行者に対応するため、多言語表記とし、内容としては、支石墓の伝播・形成時期、埋葬された人々と文化、可也山を意識した支石墓の配置等を盛り込む。また、ICT技術等を活用し、楽しみながら理解を深めることができるPRツールの開発を検討する。

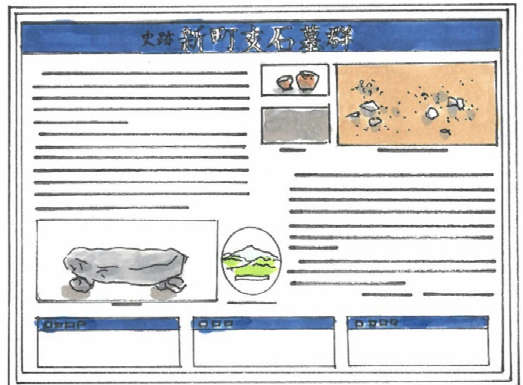


図 8-5 解説サイン イメージ図

③名称サイン

発掘調査で明らかになった 57 基の支石墓の所在を立札等の名称サインで表示し、支石墓の分布、規模等を伝え、史跡への理解を図る。

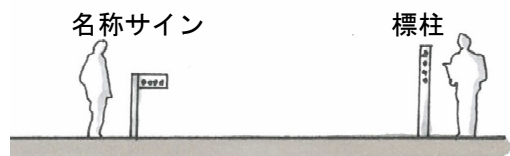


図 8-6 標柱・名称サイン イメージ図

④標柱、境界標

史跡の所在を示す標柱、史跡地の境界を示す境界標を史跡地内に設置する。

⑤展示（施設）

支石墓の姿や当時の風景、支石墓の特徴を示す展示（出土遺物の展示、レプリカ展示、パネル展示、模型展示、映像等）、展示館内断面模式図等を館内及び屋外に設置する。



図 8-7 展示館内断面模式図 イメージ図

⑥映像

史跡への理解を深めるために、ドローンによる空撮映像、ボランティアガイドによる語り等の映像装置を館内に設置する。

⑦案内リーフレット

新町支石墓群及び周辺施設、回遊ルートを掲載したリーフレットを館内、主要公共施設等で配布する。

リーフレットの形状は持ち運びやバッグへの収納等を考慮した使いやすい形状とする。



図 8-8 リーフレットの活用 イメージ図

(4) 拠点施設（ガイダンス施設）

1) ランドマークとしての視認性を高める

①幹線道路からの視認性を高めるために、幹線道路に面した壁面を活用し、新町支石墓群の所在を示す名称表示、画像表示等を検討する。

②史跡地としての景観向上、人々の心を癒してくれる環境を創出するとともに、幹線道路からの視認性を高めるために、草花等で施設まわりの修景を図る。



図 8-9 施設周りの修景 イメージ図

2) 館内展示物のリニューアル

①来訪するたびに新しい情報に接することができるように、定期的に展示物のリニューアルを行う。

②展示パネルや館内壁面へのガラス面の部分導入等により、可也山と支石墓との関係がわかる展示を行う。

③新町支石墓群周辺の様々な情景(古天神社の厄神様のお祭り、浜辺からの夕陽、可也山の様々な情景(新緑、紅葉、雪等))の写真、ルート案内図の展示を行う。

3) 映像施設の導入

①ドローン等を活用し、新町支石墓群と可也山や海との関係がわかる映像を導入する。

②他地域の支石墓、関連イベント等を映像で紹介する。

(5) 休憩

1) ベンチ

来訪者がゆっくりくつろぎ、休息できるよう館内、屋外史跡地内にベンチやスツール等を設ける。地元や学校等と連携し、史跡地のオリジナルなベンチの製作ができれば、史跡への愛着もより一層高まることが期待できる。

2) 休息広場

史跡地内に来訪者がゆっくりくつろげる広場、史跡解説等を行える広場を整備する。広場内にはベンチや解説板等を設ける。

(6) 修景

1) 芝生

可也山をはじめとした周辺景観との調和を図りながら、史跡地としての景観、環境の創出を図るために、芝生を主体とした整備を行う。

2) 草花

史跡地の範囲や支石墓の所在を表示し、休息広場の雰囲気高めるために、草花による修景を効果的に行う。

3) 緑陰

史跡地内での休息の木陰を提供するとともに、史跡公園としての景観にも配慮し、要所に緑陰を設ける。植栽にあたっては、樹木の根茎が埋蔵遺構に影響がないよう盛土やシート等を用いて整備を行う。

(7) 便益施設

1) トイレ

史跡地で快適に過ごすためにはトイレは必要不可欠な施設であるので、史跡地に隣接する用地の確保及び周辺の景観に配慮したバリアフリー対応のトイレを整備に向けて、関係機関等との協議を進めながら、実現を目指していく。

2) 駐車場

史跡地内には駐車場設置ができないので、地元等とも協議しながら周辺での用地を確保し、整備を目指していく。短期的には、近隣住民と連携して仮設駐車場を確保することも視野に入れて検討し、中長期的には、近接地での駐車場を確保していく。

駐車場整備にあたっては、学校や団体の来訪も想定されることから、大型バス等が駐車できる用地を確保することもあわせて検討していく。

第9章 運営・体制の整備

第1節 方向性

新町支石墓群は糸島市のシンボルでもある可也山に隣接しており、墓の主軸や副葬小壺の方向性などから、可也山を意識して墓群が形成されたと想定されている。この史跡の保存・活用・整備にあたっては、史跡指定地に限定することなく地域の貴重な資源としての史跡景観の保全も含めて、地域と連携しながら取り組む必要がある。

なお、史跡の保存・管理は管理団体としての糸島市が行うが、すでに史跡清掃や新町展示館の管理等を地元行政区に委託するなど、地域と連携した取り組みを実施している。今後も地元行政区との連携を継続・強化し、良好な協力関係の下、適正な管理を行う。

また、市の都市計画・農林水産・道路等維持管理の関係部局との調整を図るとともに、国・県と連携した取り組みも必要である。

第2節 方法

(1) 運営

- 1) 糸島市は、文化財保護法を適正に運用するとともに、管理団体として文化財保護の専門職員からなる体制の下、史跡の維持管理を徹底する。
- 2) 本計画の保存・活用・整備の内容及び事業計画に基づき、地域住民や関係部局等と情報を共有しながら運営を行う。また、史跡の公開・活用については、地元行政区やボランティアなどの各種団体との連携に努める。

(2) 体制

1) 糸島市文化財保護委員会

新町支石墓群の適切な保存・管理について、糸島市文化財保護委員会は糸島市から史跡の保存・管理等に関する経過報告等をうけ、指導・助言を行う。

2) 糸島市

新町支石墓群の管理団体である糸島市は、新町支石墓群の保存・管理を行う。その一部である史跡の清掃や新町展示館の管理などは行政区と連携して行う。また、年に2回開催される糸島市文化財保護委員会に、維持管理に関する経過報告を行い、史跡の適切な保存・管理に対する指導・助言を仰ぐ。なお、整備に際しては、国・県の指導・助言の下に行う。

3) 地元行政区・ボランティア

地元行政区は糸島市と協力して新町支石墓群の清掃や新町展示館の管理、イベント等を行うことで、地域への誇り、愛着を醸成する取り組みのひとつとする。また、新町支石墓群を活動の舞台とするボランティアを育成し、来場者へのガイドや清掃活動、イベントの補助などへの参加を促す。なお、史跡や展示館の毀損等を確認したときは、速やかに糸島市に連絡する。

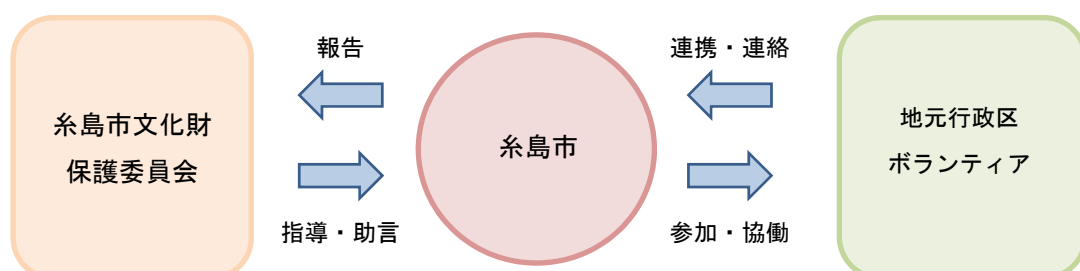


図9-1 体制

第10章 施策の実践計画の策定・実施

施策の実施にあたっては、短期(1～5年)、中期(6～10年)、長期(11～20年)に分けて事業計画を策定するが、必要に応じ見直しを行うこととする。

短期計画では概ね5年を目標年次とし、現状(本計画策定時点)の施設及び史跡地の状況を活かして比較的軽微な整備・活用を中心に事業を進め、中、長期計画へつなげていく。

保存・管理については、短期及び中長期ともに本計画で掲げている事業を継続的に進めていく。

短期及び中、長期計画の事業は、次ページの内容とする。

表 10-1 全体スケジュール

	施 策		短期 1～5年	中期 6～10年	長期 11～20年
保 存 ・ 管 理	(1)研究調査	1)継続的な調査・研究の推進			
		2)歴史的意義に係る調査・研究の推進			
	(2)維持管理	1)日常的な管理			
		2)緊急的な管理・修理			
	(3)景観保全	1)史跡景観の保全			
		2)指定地周辺の景観			
活 用	(1)情報発信、周知	1)指定地の公有地化			
		1)取扱い基準に則った管理			
		1)史跡と地域をつなぐストーリーの活用			
		2)平易な案内板・解説板			
		3)ガイドボランティアの活用			
		4)映像を活用			
	(2)教育	5)HP、広報紙の活用			
		6)キャラクターなどの活用			
		1)歴史に触れる			
		2)体験学習			
	(3)日常活動	3)語り継ぐカリキュラム			
		4)演劇			
	(4)観光・イベント	1)散策、憩いの場			
		1)草花			
		2)スタンプラリー・ツアー			
	(5)周辺及び関連施設との連携	3)地域物産			
		1)カキ小屋			
		2)宿泊施設			
		3)小学校・コミュニティセンター			
		4)博物館・資料館			
	(6)交流	5)可也山 他			
		1)他団体との相互交流			
整 備	(1)造成	1)盛土造成			
		2)樹木の伐採・除根、住宅跡ブロック擁壁の撤去			
	(2)動線	1)園路・広場としての動線			
		1)誘導サインシステムの確立			
	(3)案内	2)史跡の価値や特徴を伝える解説手法の導入			
		1)外観の視認性確保			
	(4)拠点施設(ガイダンス施設)	2)館内展示物のリニューアル			
		1)ベンチ			
	(5)休憩	2)休憩広場			
		1)芝生広場			
	(6)修景	2)草花			
		3)緑陰			
	(7)便益施設	1)トイレ			
		2)駐車場			

第 1 1 章 経過観察

第 1 節 方向性

本史跡は、第 10 章に示す計画に沿って、保存・活用・整備を実施する。経過観察においては、1 年に 1 回、糸島市が自己点検を行い、糸島市文化財保護委員会に報告し、専門的な指導・助言を得る。

第 2 節 方法

糸島市における自己点検は文化庁による『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』（平成 27（2015）年）に示された自己点検表を活用する。なお、運用する中で経年変化を把握するため同表での点検を原則とするが、柔軟に点検項目を検討する。

表 11-1 自己点検表

史跡等の名称					
管理団体、所有者名					
項目	実施例	取組状況			
		未取組	計画中	取組済	備考（現状、目的、成果等を記入）
（1） 基本情報に関すること	ア） 標識は適正に設置されているか	1	2	3	
	イ） 境界標の設置、現地での範囲の把握はできているか	1	2	3	
	ウ） 説明板は設置されているか	1	2	3	
（2） 計画策定等に関すること	ア） 保存活用計画は策定されているか	1	2	3	
	イ） 保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
	ウ） 保存活用計画書の見直しは実施されているか	1	2	3	
（3） 保存に関すること	ア） 指定、選定時における価値について、十分把握できているか	1	2	3	
	イ） 調査等により史跡等の価値等の再確認はできているか	1	2	3	
	ウ） 専門技術者の参加、連携は図られているか	1	2	3	
	エ） 史跡等の劣化状況や保存環境に係る調査はされているか	1	2	3	
	オ） 災害対策は十分されているか	1	2	3	
	カ） 保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
（4） 管理に関すること	ア） 日常的な管理はされているか	1	2	3	
	イ） 特別な技術等が必要な部分の管理はされているか	1	2	3	
	ウ） 史跡等周辺の環境保全のために、地域住民や関係機関との連携が図られているか	1	2	3	
	エ） 条例、規則、指針等、環境保全の措置を定め、実行しているか	1	2	3	
	オ） 保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	

第 11 章 経過観察

史跡等の名称					
管理団体、所有者名					
項目	実施例	取組状況			
		未取組	計画中	取組済	備考（現状、目的、成果等を記入）
(5) 公開、活用に関すること	ア) 公開が適切に行われているか	1	2	3	
	イ) 史跡等の価値を学び理解する場となっているか	1	2	3	
	ウ) 市民の文化的活動の場となっているか	1	2	3	
	エ) まちづくりと地域のアイデンティティの創出がされているか	1	2	3	
	オ) 文化的観光資源としての活用がされているか	1	2	3	
	カ) 体験学習等は計画的に実施しているか	1	2	3	
	キ) パンフレット等は活用されているか	1	2	3	
	ク) 外国人向けの対応はなされているのか	1	2	3	
	ケ) ガイダンス等の施設は十分に活用されているか	1	2	3	
(6) 整備に関すること	ア) 整備基本計画は策定されているか	1	2	3	
	イ) 史跡等の表現は、学術的根拠に基づいているか	1	2	3	
	ウ) 遺構等に影響がないように整備されているか	1	2	3	
	エ) 修復において、伝統技術を十分尊重して実行できたか	1	2	3	
	オ) 整備後に、修復の状況を管理しているか	1	2	3	
	カ) 復元展示において、当時の技法、意匠、工法、材料について十分検討したか	1	2	3	
	キ) 活用を意識した整備が行われているか	1	2	3	
	ク) 多言語に対応した整備が行われているのか	1	2	3	
	ケ) 整備において目指すべき環境等の姿を実施できたか				
	コ) 整備基本計画に基づいて実施されているか				
	サ) 整備基本計画の見直しはされているか				
(7) 運営・体制・連携に関すること	ア) 運営については適切に行われているか	1	2	3	
	イ) 体制については十分であるか	1	2	3	
	ウ) 他部署との連携については十分であるか	1	2	3	
	エ) 地域との連携については十分であるか	1	2	3	
(8) 予算に関すること	ア) 予算確保のための取組はあるか。	1	2	3	

【引用・参考文献】

■保存管理計画書

- 『糸島市文化財保存整備基本計画』糸島市教育委員会 2012 年
『新町遺跡保存整備事業基本構想・基本計画』志摩町 2006 年
『糸島市文化財整備基本計画ワークショップ』糸島市教育委員会 2012 年

■文化財調査報告書

- 『新町遺跡』志摩町文化財調査報告書第 7 集 志摩町教育委員会 1987 年
『新町遺跡Ⅱ』志摩町文化財調査報告書第 8 集 志摩町教育委員会 1988 年
『新町遺跡Ⅲ』志摩町文化財調査報告書第 11 集 志摩町教育委員会 1990 年
『新町遺跡Ⅳ』志摩町文化財調査報告書第 14 集 志摩町教育委員会 1991 年
『新町遺跡Ⅴ』志摩町文化財調査報告書第 16 集 志摩町教育委員会 1992 年
『木舟の森遺跡』二丈町文化財調査報告書第 12 集 二丈町教育委員会 1995 年
『新町遺跡Ⅵ』志摩町文化財調査報告書第 26 集 志摩町教育委員会 2006 年
『新町・御床松原遺跡』糸島市文化財調査報告書 糸島市教育委員会 2010 年

■計画書等

- 『土地条件調査解説書「糸島地区」』国土地理院 2013 年
『福岡・糸島地域広域鳥獣被害防止計画』糸島市産業振興部農林水産課 2017 年
『第 2 次糸島市観光振興基本計画』糸島市 2020 年
『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』文化庁文化財部記念物課 2015 年

■その他

- 中山平次郎「九州北部に於ける先史原史両時代中間期間の遺物に就て」『考古学雑誌』第 7 卷 10 号 1917 年
『支石墓が語るもの』志摩町歴史資料館 志摩町教育委員会 1998 年
『製鐵遺跡-8 世紀の官営工場-』志摩町歴史資料館 1999 年
『月刊文化財』平成 12 年 7 月号 第一法規 2000 年
『二丈町誌(平成版)』二丈町誌編纂委員会 2005 年
『新修志摩町史』新修志摩町史編集委員会 2009 年
『小学生版 いとしま学』糸島地域広域連携プロジェクト推進会議 2016 年
『中学生版 いとしま学』糸島地域広域連携プロジェクト推進会議 2016 年